

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 178 回全体会合  
2026 年 4 月 10 日（金） 14:00～17:00  
JICA 本部 2 階 202 会議室及びオンライン  
議事次第

**1. 開会**

**2. WG スケジュール確認**

**3. 案件概要説明（ワーキンググループ対象案件）**

- (1) ≪追加 WG≫カンボジア国国道 1 号線・メコン架橋整備事業（協力準備調査（有償））  
スコーピング案（未定）

**4. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定**

- (1) インド国シッキム州山岳道路連結性改善事業（協力準備調査（有償））スコーピング  
案（3 月 16 日（月）開催）
- (2) ≪追加 WG≫エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東部延伸事業（協力準備調査（有  
償））スコーピング案（4 月 6 日（月）開催）

**5. モニタリング結果の報告**

- (1) モニタリング段階にある案件の進捗について
- (2) ウガンダ共和国アタリ流域地域灌漑施設整備計画

**6. その他**

- (1) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）運用見直しについて（3）

**7. 今後の会合スケジュール確認他**

- ・次回全体会合（第 179 回）：2026 年 5 月 11 日（月）14:00 から（於：JICA 本部及び  
オンライン）

**8. 閉会**

# カンボジア国 国道1号線・メコン架橋整備事業 (有償資金協力 準備調査)

## 環境社会配慮助言委員会 全体会合 案件概要資料(追加検討項目)



2026年4月10日

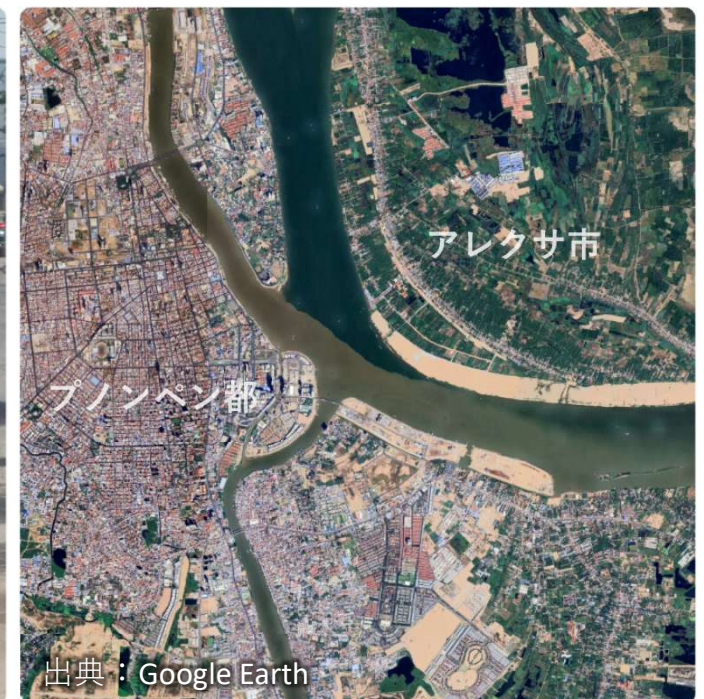
東南アジア大洋州部

東南アジア第二課

1. 事業背景
2. 当初想定していた事業スコープ
3. 調査を進める中で確認された事業スコープ
4. 事業対象地域の概要
5. 本事業に関連する事業
6. サムナツプ湿地の概要
7. 代替案検討(案)
8. 環境社会配慮事項
9. 調査スケジュール

# 1. 事業背景

- カンボジアの国道1号線は南部経済回廊の一部として、プノンペンとベトナム・ホーチミン市とを結ぶ重要な人流・物流ルートであり、JICAはこれまで同回廊の連結性強化に向けた支援を行ってきた。
- 一方で、プノンペン都市圏およびその周辺地域では、急速な都市化と交通需要の増加に伴い深刻な交通渋滞が発生しており、重層的な環状道路の整備、主要幹線道路の多車線化による交通容量の拡大、さらには交通安全対策の強化が急務となっている。
- 加えて、メコン川対岸に位置するアレクサ市の開発ポテンシャルが注目されており、同地域への安定的かつ円滑なアクセス確保も重要な課題となっている。



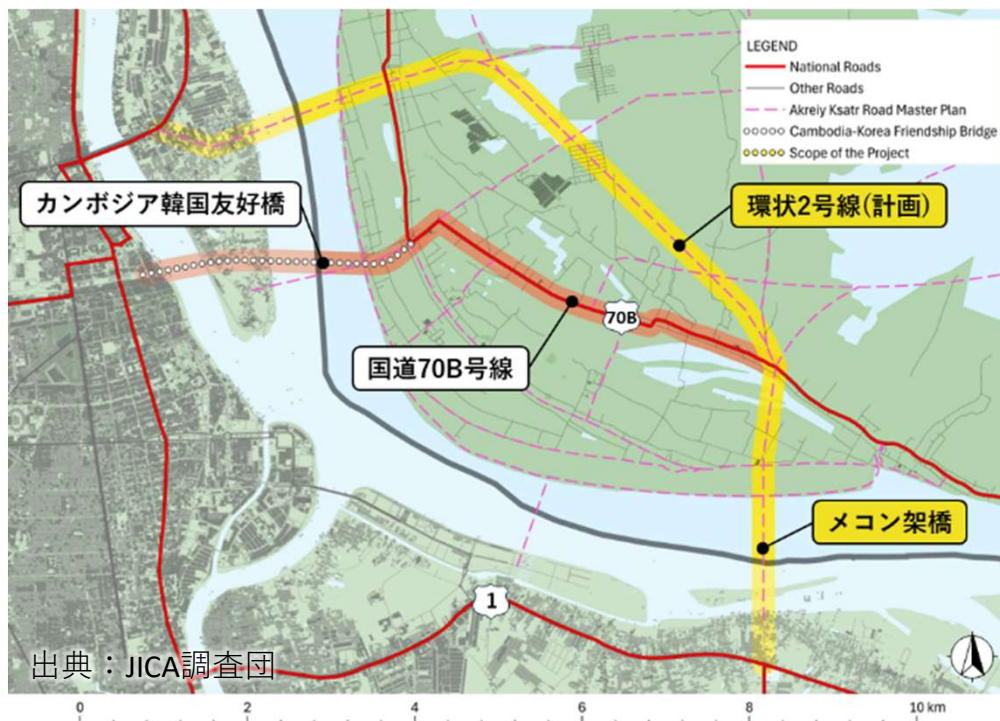
出典：ADB. 2018. Review of Configuration of the Greater Mekong Subregion Economic Corridors

出典：JICA調査団

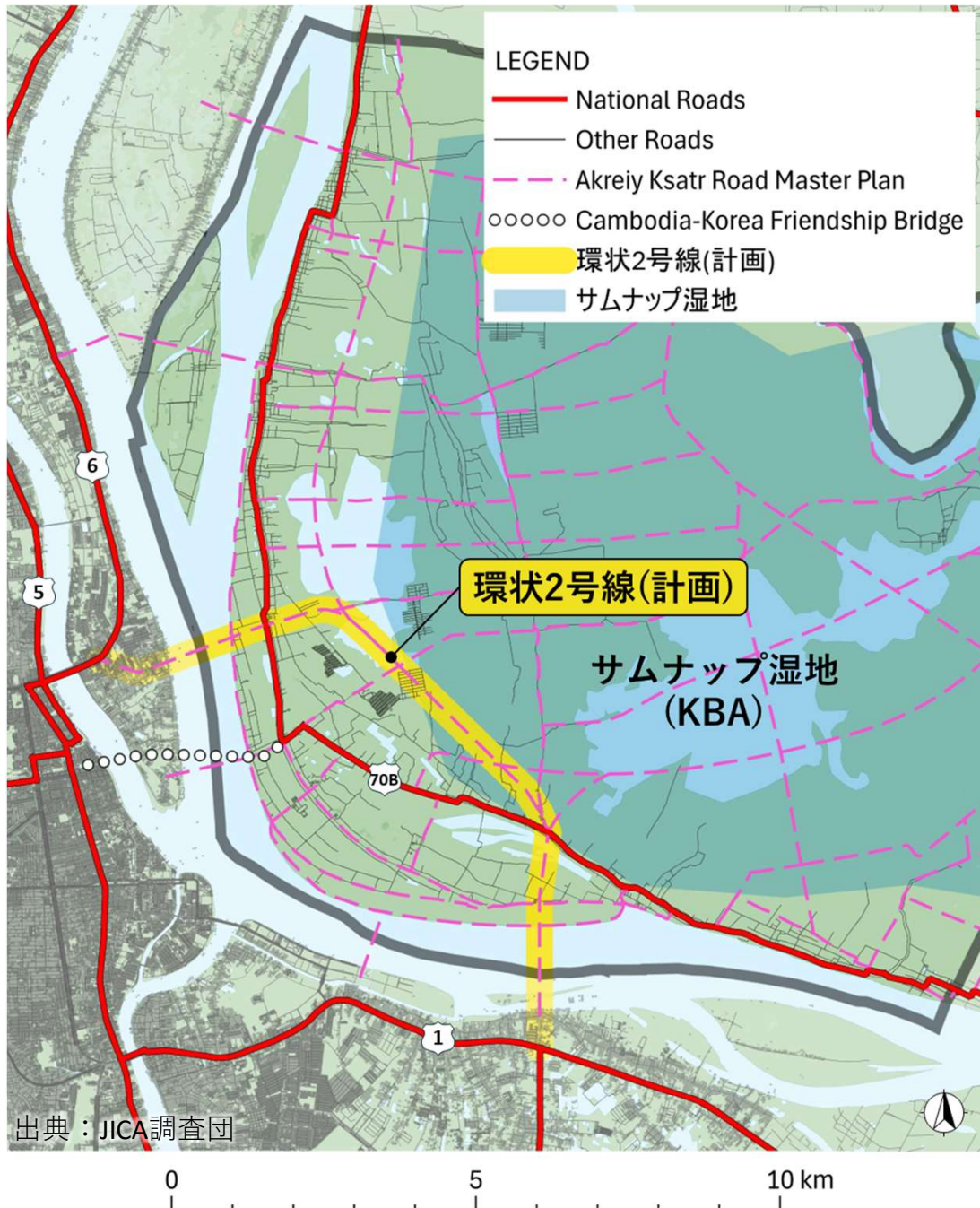
出典：Google Earth

## 2. 当初想定していた事業スコープ

- メコン架橋整備事業は、環状2号線の一部としてアレクサ市へ渡河する橋梁と取付道路を整備するものである。先行調査では、アレクサ市側の環状2号線延伸計画が未確定であったため、国道70B号線を介して韓国友好橋へ接続する暫定案が提案されていた。
- 当初想定スコープは、①環状2号線（メコン架橋＋取付道路）の建設、②韓国友好橋への接続道路（約4.5km）の建設であった。ただし、環状2号線と国道70B号線の接続部周辺には住居密集地があり、4車線整備では大規模な住民移転等の社会影響が懸念された。このため、住居密集地を回避する線形として、一部に新設道路区間を組み合わせる案が、本調査開始時点に想定されていた。



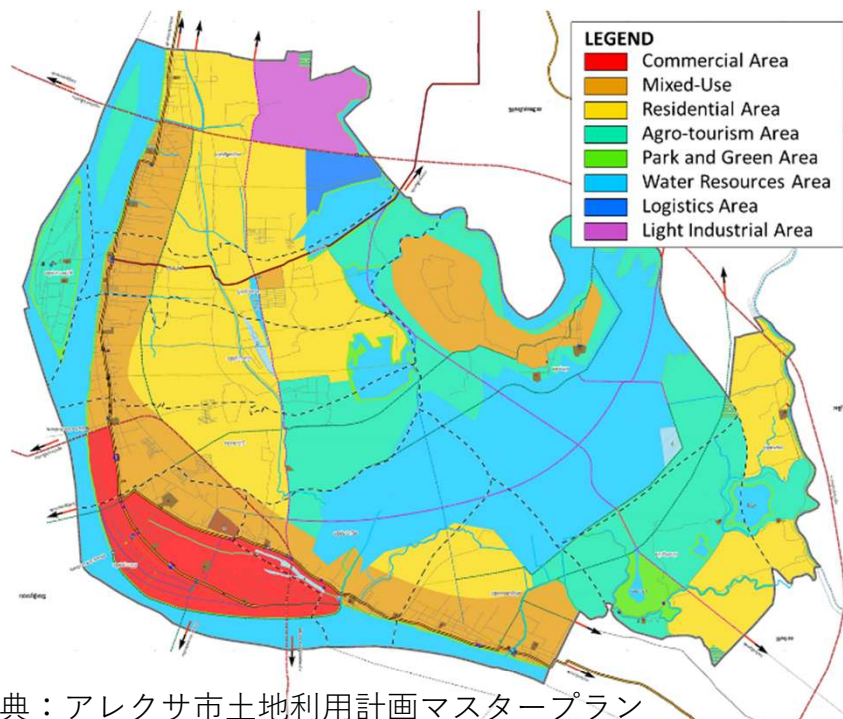
### 3. 調査を進める中で確認された事業スコープ



- 実施機関であるカンボジア公共事業運輸省（MPWT）およびアレクサ市との協議の結果、当初想定していた新設道路案は、都市計画との不整合、用地取得の困難さ、カンボジア政府予算により実施中の国道70B号線改良工事との二重投資の懸念など、事業化に向けた課題が確認された。
- このため、アレクサ側取付道路の代替案として、環状2号線を延伸する案を追加して検討することとなった。ただし、この延伸区間の一部は、KBAに指定されているサムナップ湿地を通過する。
- 環状2号線延伸案を推奨案として検討するためには、当該区間における生態系への影響を確認するための追加調査が必要となる。この追加調査の方針および内容について審議するため、環境社会配慮助言委員会において追加審議を実施することとした。<sup>4</sup>

## 4. 事業対象地域の概要

- アレクサ市では、2040年を目標とする土地利用計画の策定が進められているが、2026年3月時点で未承認である。計画では、南西部を業務系、中央部を住宅系、東部を湿地保全を踏まえた水面・農業・観光系、北部を軽工業系として位置付けている。
- 道路計画には環状2号線・3号線や幹線道路が含まれるが、サムナップ湿地横断区間や交差点構造には追加検討が必要である。本事業対象地域では土地登記が進められており、環状2号線の道路用地幅60mが一部設定済みである。現状の主要道路は国道70B号線が中心であり、計画道路の多くは既存道路網を補完する新設道路として位置付けられている。

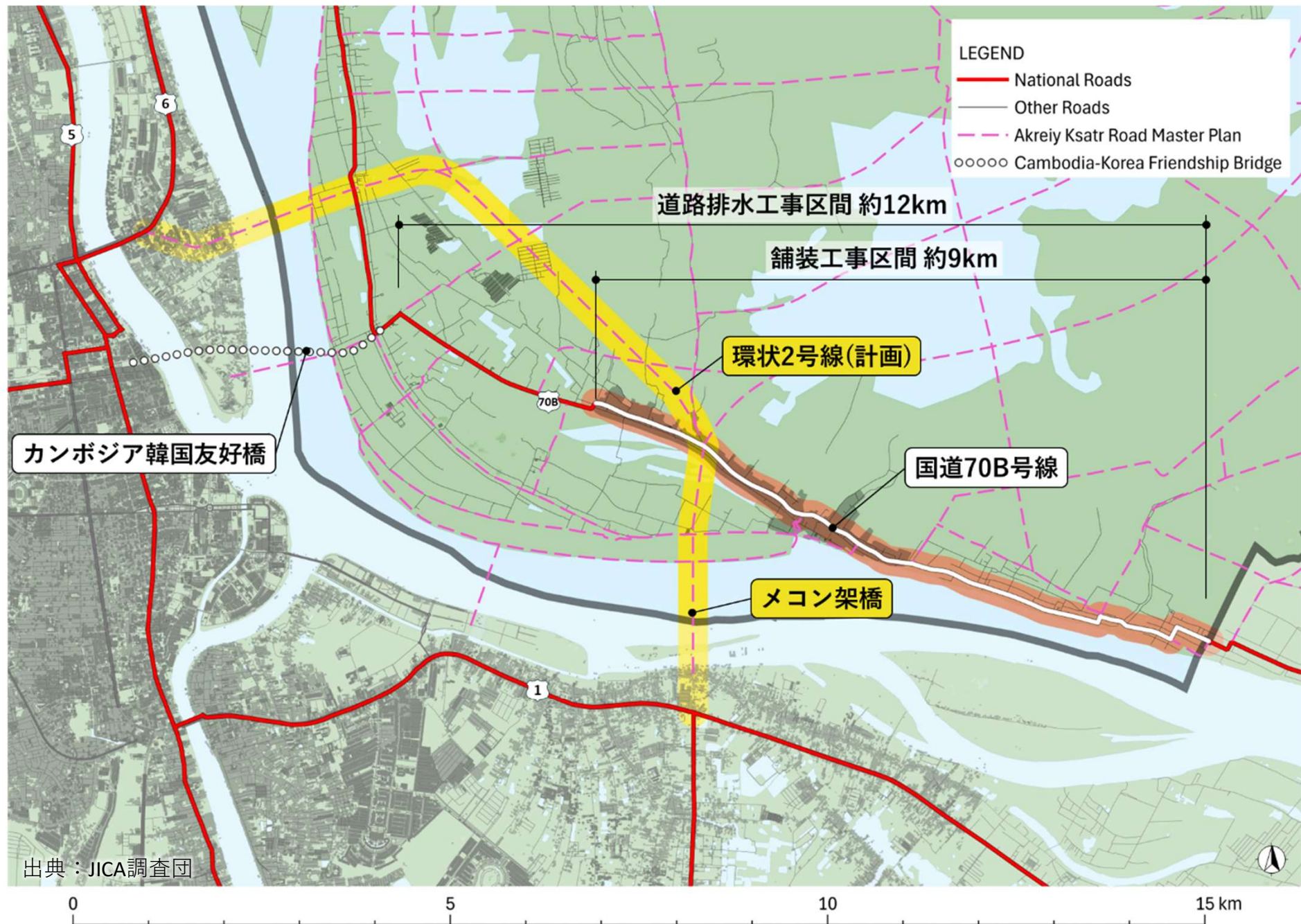


出典：アレクサ市土地利用計画マスタープラン



出典：アレクサ市土地利用計画マスタープラン

# 5. 本事業に関連する事業

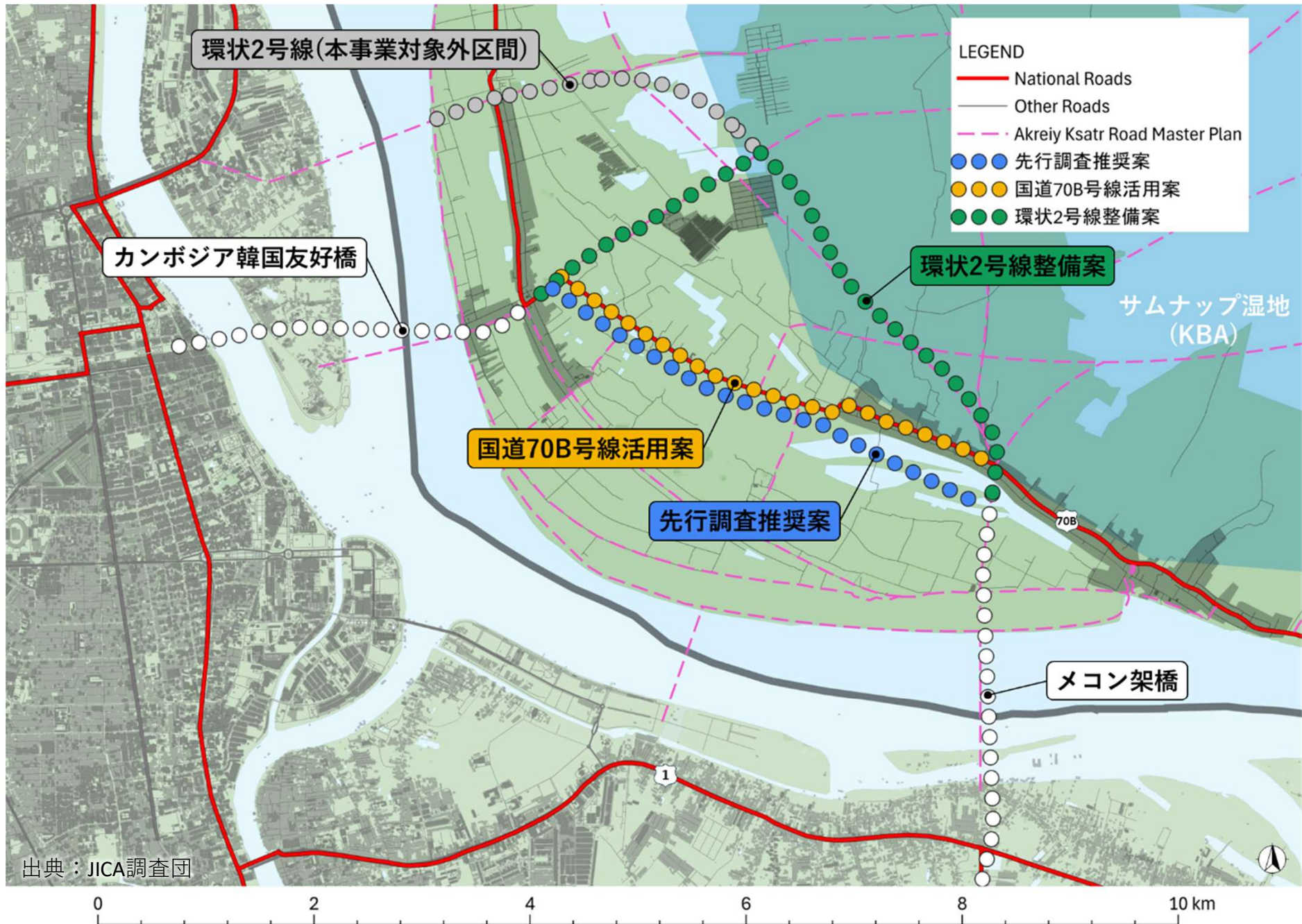


## 6. サムナップ湿地の概要



- サムナップ湿地は、アレクサ市に広がる面積約124km<sup>2</sup>の湿地であり、湿地・耕作地・市街地化が混在する地域である。近年は住宅開発やリゾート開発が進む一方、都市計画では水域の50～60%を保全する方針が示されている。
- 本湿地は、季節的な冠水に支えられた淡水湿地生態系を有し、水鳥、魚類、哺乳類、植物の重要な生息・生育地となっている。KBAのハビタット分類では、湿地、低木林・灌木地、人工的な陸上生態系が挙げられている。
- 本調査では、鳥類47種、哺乳類8種、爬虫類・両生類26種を記録した。既往資料も含めると、Spot-billed Pelicanなどの保全上重要な種の生息地として評価されている。

# 7. 代替案検討(案)



## 8. 環境社会配慮事項

### (1) 助言を求める事項

- 第1回：協力準備調査 スコーピング案
- 第2回：協力準備調査 スコーピング案(追加検討項目)
- 第3回：協力準備調査 ドラフト・ファイナル・レポート

### (2) 適用環境社会配慮ガイドライン

- JICA環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）

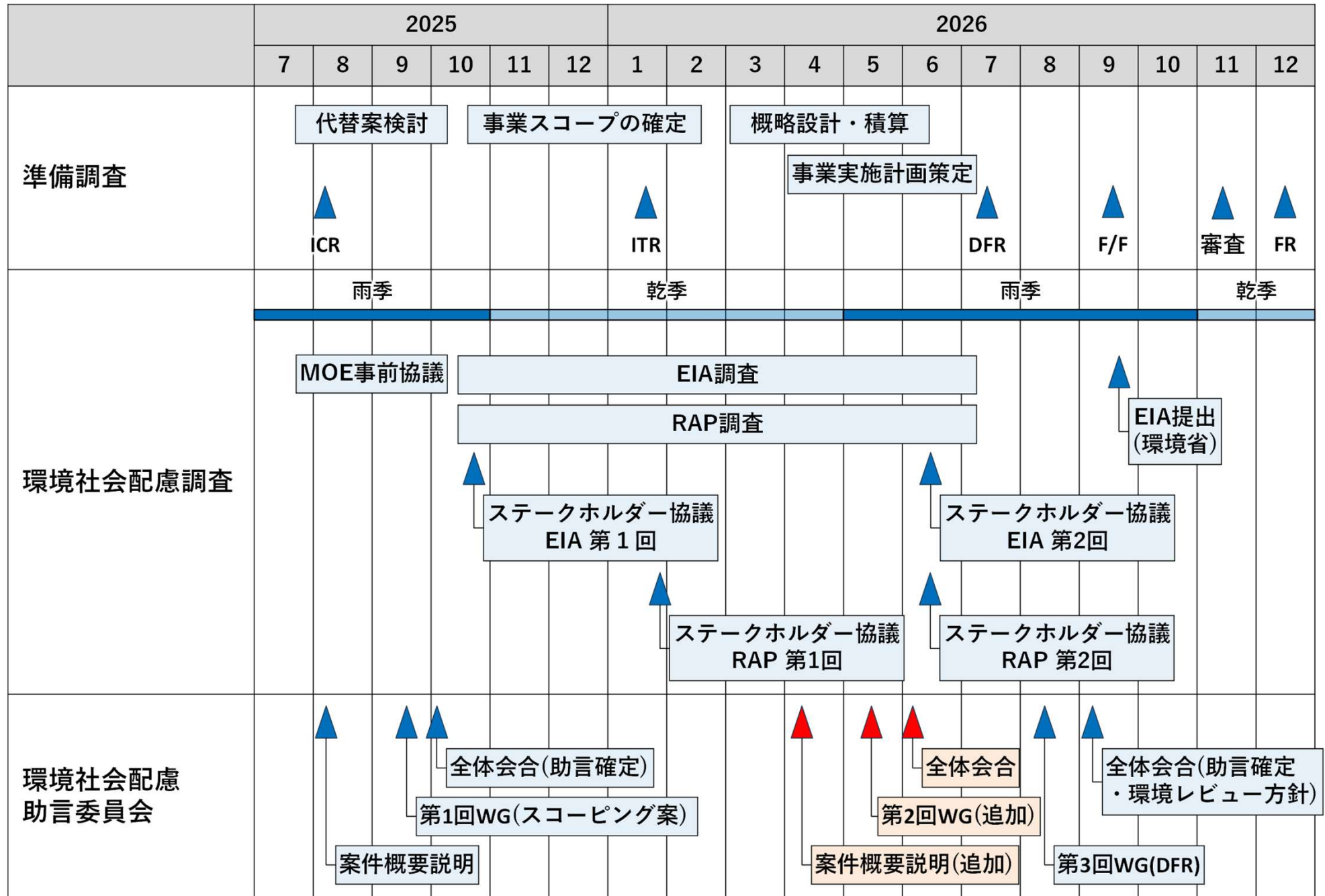
### (3) カテゴリ分類

- カテゴリ：A
- 分類根拠：本事業は、上記ガイドラインに掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため。

### (4) 環境許認可

- 本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は、調査団の支援の下、公共事業運輸省により作成され、環境省（DOE）による環境許認可の取得が必要。

# 9. 調査スケジュール



助言委員会（第178回全体会合）・モニタリング段階の報告

2026年4月

審査部

赤字・下線=今回アップデート 灰色塗りつぶし=現時点でモニタリング終了 影響なし=用地取得・住民移転がなく、用地取得・住民移転に起因する社会影響がない。

環境社会配慮監理課

No.	国	案件名	L/A・G/A署名日	モニタリング結果公開合意の有無		事業進捗: コンサルタント調達手続き中、詳細設計中、用地取得開始済（建設工事開始前）、コントラクター調達手続き中、建設工事中、供用中、終了	情報公開済みの最新のモニタリング結果	
				環境	社会		環境	社会
1	ベトナム	南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）（Ⅰ）（Ⅱ）	2011/11/2	○	○	建設工事中	2025年度 第2四半期	2016年度 第3四半期
2	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業（Ⅰ～Ⅳ）	2012/3/19	○	×	建設工事中	<u>2025年度</u> <u>第4四半期</u>	-
3	フィリピン	中部ルソン接続高速道路建設事業	2012/3/30	○	×	建設工事中	2024年度 第3四半期	-
4	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業(Ⅰ～Ⅴ)	2013/2/20	×	×	建設工事中	-	-
5	カンボジア	国道5号線改修事業北区間（バットンバンーシンボン間）（第一期～第二期）	2013/5/16	○	×	終了	<u>2025年度</u> <u>第3四半期</u>	-
6	インド	ムンバイメトロ3号線建設事業（第一期～第四期）	2013/9/17	○	○	供用中	<u>2025年度</u> <u>第3四半期</u>	<u>2025年度</u> <u>第3四半期</u>
7	ベトナム	ハノイ市環状3号線整備事業（マイジックータンロン南間）	2013/12/24	○	影響なし	終了	2024年度 第2四半期	影響なし
8	ミャンマー	ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業（出資）	2014/4/23	○	×	供用中	<u>2025年度</u> <u>第4四半期</u>	-
9	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(Ⅰ～Ⅷ)	2014/6/16	×	×	供用中	-	-
10	カンボジア	国道5号線改修事業南区間（ブラックダムースレアマム間）（第一期～第四期）	2014/7/10	○	×	終了	<u>2025年度</u> <u>第3四半期</u>	-
11	エルサルバドル	サンミゲル市バイパス建設事業（Ⅰ～Ⅱ）	2014/8/20	○	×	供用中	2024年度 第4四半期	-
12	フィリピン	洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）	2015/3/26	○	×	供用中	2024年度 第1四半期	-
13	カメルーン	バチエンガーレーナ間道路整備事業（第一期～第二期）	2015/3/28	○	○	供用中	2025年度 第1四半期	2025年度 第1四半期
14	カンボジア	国道5号線改修事業中央区間（スレアマムーバットンバン間及びシンボンーポイバト間）（第一期～第三期）	2015/3/30	○	×	建設工事中	<u>2025年度</u> <u>第3四半期</u>	-

No.	国	案件名	L/A・G/A署名日	モニタリング結果公開合意の有無		事業進捗: コンサルタント調達手続き中、詳細設計中、用地取得開始済（建設工事開始前）、コントラクター調達手続き中、建設工事中、供用中、終了	情報公開済みの最新のモニタリング結果	
				環境	社会		環境	社会
15	ウクライナ	ポルトニッチ下水処理場改修事業	2015/6/15	○	影響なし	事業停止中	事業停止中	事業停止中
16	フィリピン	ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）（第一期～第三期）	2015/8/25	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度第4四半期</a>	<a href="#">2025年度第4四半期</a>
17	フィリピン	南北通勤線鉄道事業（マロロス-ツツパン）（第一期～第二期）	2015/11/27	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度第4四半期</a>	<a href="#">2025年度第4四半期</a>
18	タンザニア	ケニア・タンザニア連系送電線事業	2016/1/15	×	×	供用中	-	-
19	インド	レンガリ灌漑事業（フェーズ2）	2015/3/30	○	○	建設工事中	2023年度第1四半期	2023年度第1四半期
20	インド	アーメダバード・メトロ事業（第一期～第二期）	2016/3/4	×	×	建設工事中	-	-
21	ケニア	オルカリアV地熱発電事業	2016/3/9	○	×	終了	2021年度第2四半期	-
22	バングラデシュ	シラジガンジ高効率ガス火力発電事業	2016/3/29	×	×	供用中	-	-
23	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ1）（第一期）	2017/3/31	○	○	建設工事中	2025年度第1四半期	2024年度第1四半期
24	インド	ムンバイ湾横断道路建設事業（第一期～第三期）	2017/3/31	○	○	供用中	<a href="#">2025年度第3四半期</a>	<a href="#">2025年度第3四半期</a>
25	コスタリカ	グアナカステ地熱開発セクターローン（ボリンケンI）	2017/6/20	○	×	建設工事中	<a href="#">2025年度第4四半期</a>	-
26	ベトナム	ベンチェ省水管理事業	2017/7/19	○	○	コントラクター調達手続き中	2023年度第2四半期	2023年度第2四半期
27	ミャンマー	ティラワ経済特別区（Zone B区域フェーズ1）開発事業（融資）	2017/8/14	○	×	供用中	<a href="#">2025年度第4四半期</a>	-
28	インド	グジャラート州アラン・ソシヤ地区シップリサイクル環境管理改善事業	2017/9/15	○	×	コンサルタント調達手続き中	取付中	-
29	フィリピン	カビテ州産業地域洪水リスク管理事業（第一期～第二期）	2017/11/13	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度第3四半期</a>	<a href="#">2025年度第3四半期</a>
30	インドネシア	パティンバン港開発事業（第一期～第三期）	2017/11/15	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度第2四半期</a>	<a href="#">2025年度第2四半期</a>
31	フィリピン	幹線道路バイパス建設事業(Ⅲ)	2018/2/28	×	×	供用中	-	-

No.	国	案件名	L/A・G/A署名日	モニタリング結果公開合意の有無		事業進捗: コンサルタント調達手続き中、詳細設計中、用地取得開始済（建設工事開始前）、コントラクター調達手続き中、建設工事中、供用中、終了	情報公開済みの最新のモニタリング結果	
				環境	社会		環境	社会
32	フィリピン	マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）（第一期～第四期）	2018/3/16	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第3四半期</a>	<a href="#">2025年度 第3四半期</a>
33	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ2）	2018/3/29	○	○	建設工事中	2025年度 第2四半期	2019年度 第3四半期
34	バングラデシュ	ジャムナ鉄道専用橋建設事業（第一期～第二期）	2018/6/14	×	影響 なし	供用中	-	-
35	インド	ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第一期～第五期）	2018/9/28	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第3四半期</a>	<a href="#">2025年度 第3四半期</a>
36	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ3）（第一期）	2018/10/29	○	○	建設工事中	2025年度 第2四半期	2025年度 第2四半期
37	インド	トゥルガ揚水発電所建設事業（第一期）	2018/11/2	×	×	コントラクター調達手続き中	-	-
38	ウガンダ	アタリ流域地域灌漑施設整備計画	2018/11/6	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>
39	インド	チェンナイ地下鉄建設事業（フェーズ2）（第一期）	2018/12/21	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>
40	インド	チェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ1）	2019/1/18	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>
41	フィリピン	パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）（第一期～第二期）	2019/1/21	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第3四半期</a>	<a href="#">2025年度 第3四半期</a>
42	フィリピン	南北通勤鉄道延伸事業（第一期～第二期）	2019/1/21	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第2四半期</a>	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>
43	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業1号線（I～II）	2019/5/1	×	×	建設工事中	-	-
44	バングラデシュ	マタバリ港開発事業（第一期）	2019/5/29	×	×	建設工事中	-	-
45	ケニア	モンバサゲートブリッジ建設事業（第一期）	2019/12/5	○	○	詳細設計中	取付中	<a href="#">2025年度 第2四半期</a>
46	ウズベキスタン	ナボイ火力発電所近代化事業(フェーズ2)	2019/12/19	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>
47	ケニア	モンバサ経済特区開発事業	2020/2/27	○	○	<a href="#">建設工事中</a>	<a href="#">2026年度 第1四半期</a>	取付中
48	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ4）	2020/3/30	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>	<a href="#">2025年度 第4四半期</a>

No.	国	案件名	L/A・G/A署名日	モニタリング結果公開合意の有無		事業進捗: コンサルタント調達手続き中、詳細設計中、用地取得開始済（建設工事開始前）、コントラクター調達手続き中、建設工事中、供用中、終了	情報公開済みの最新のモニタリング結果	
				環境	社会		環境	社会
49	エチオピア	エチオピア総合運輸プログラム（フェーズ1）におけるジンマ-チダ間及びソド-サウラ間道路改良事業（ジンマ-チダ間）	2020/3/30	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度第2四半期</a>	<a href="#">2025年度第2四半期</a>
50	ブラジル	持続的な林産業支援事業	2020/3/31	○	影響なし	供用中	2025年度第2四半期	影響なし
51	フィリピン	セブ-マクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設事業	2020/6/16	○	○	コントラクター調達手続き中	取付中	取付中
52	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業（5号線）（I～II）	2020/8/12	×	×	建設工事中	-	-
53	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ4（第一期～第二期）	2021/3/26	○	×	建設工事中	<a href="#">2025年度第3四半期</a>	-
54	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ5）	2021/3/26	○	○	建設工事中	2025年度第2四半期	2024年度第2四半期
55	インド	ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ2）	2021/3/26	○	○	建設工事中	<a href="#">2025年度第3四半期</a>	<a href="#">2025年度第3四半期</a>
56	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ6）	2022/3/17	○	○	コンサルタント調達手続き中	取付中	取付中
57	ウズベキスタン	ザラフシャン風力発電事業	2022/9/5	×	×	<a href="#">供用中</a>	-	-
58	ナイジェリア	ラゴス州及びオグン州送電網整備事業	2022/12/19	○	○	用地取得開始済（建設工事開始前）	取付中	2025年度第2四半期
59	ラオス	モンスーン風力発電事業	2023/2/25	○	○	<a href="#">供用中</a>	2024年度第3四半期	2024年度第3四半期
60	インド	パトナ・メトロ建設事業（第一期）	2023/3/29	○	○	コンサルタント調達手続き中	取付中	取付中
61	バングラデシュ	チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（第一期）	2023/3/29	×	×	詳細設計中	-	-
62	インドネシア	パティンバン港アクセス有料道路建設事業	2023/3/31	○	○	建設工事中	2024年度第2四半期	2024年度第2四半期
63	インド	チェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ2）	2024/2/20	○	○	<a href="#">用地取得開始済（建設工事開始前）</a>	取付中	取付中
64	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ7）	2024/2/20	○	○	コンサルタント調達手続き中	取付中	取付中

No.	国	案件名	L/A・G/A署名日	モニタリング結果公開合意の有無		事業進捗: コンサルタント調達手続き中、詳細設計中、用地取得開始済（建設工事開始前）、コントラクター調達手続き中、建設工事中、供用中、終了	情報公開済みの最新のモニタリング結果	
				環境	社会		環境	社会
65	フィリピン	ダルトンパス東代替道路建設事業（第一期）	2024/3/17	○	○	コンサルタント調達手続き中	取付中	取付中
66	インドネシア	ジャカルタ首都圏都市高速鉄道東西線計画（フェーズ1）（第一期）	2024/5/13	○	○	コントラクター調達手続き中	取付中	取付中
67	ウガンダ	カルマ橋架け替え計画	2025/3/25	○	○	<u>コントラクター調達手続き中</u>	取付中	取付中
68	ブータン	水力発電開発事業	2025/3/29	○	○	コンサルタント調達手続き中	取付中	取付中
69	バングラデシュ	ジョイデプール-イシュルディ間鉄道複線化事業（第一期）	2025/6/27	○	×	詳細設計中	取付中	-
<u>70</u>	<u>アンゴラ</u>	<u>南部地域における送電系統増強事業</u>	<u>2025/8/21</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>コンサルタント調達手続き中</u>	<u>取付中</u>	<u>取付中</u>
<u>71</u>	<u>モロッコ</u>	<u>ガルブ平野南東地域農業用水整備事業</u>	<u>2025/11/20</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	<u>コンサルタント調達手続き中</u>	<u>取付中</u>	<u>-</u>

# ウガンダ共和国アタリ流域地域灌漑施設整備計画

● (無償資金協力)

---

● モニタリング結果報告

2026年4月10日

独立行政法人国際協力機構

資金協力業務部 実施監理第三課

- 事業の背景
- 事業概要
- 進捗状況
- 事業対象地の現状
- 環境社会配慮カテゴリ分類と分類根拠
- 主な環境社会モニタリング事項及び緩和策 (環境レビュー時確認事項)
- 環境社会モニタリング結果

# 事業の背景

- 農業セクターの現状

- 農業は基幹産業であり、優先分野に位置づけられている。
- 自給農業から商業的農業へ転換、コメの集約的な栽培を推進している。

- 灌漑整備の不足

- 灌漑面積は開発可能面積の2.8%（2010年、ウガンダ国家開発計画）。
- 行政の技術支援・維持管理の経験不足が課題となり、持続的な灌漑整備が未成熟。

- アタリ地区が選定された理由

- 水資源の豊富さ、農業生産性の高さ、工事費用・維持管理費の優位性が確認された。
- 先方政府から当該地区にかかる灌漑整備の要望が出されたもの。

# 事業概要

事業実施機関 ▶ 農業畜産水産省 (Ministry of Agriculture, Animal Husbandry and Fishery。以下、「MAAIF」という)

E/N・G/A署名 ▶ 2018年11月

## 事業の目的

アタリ地区において、灌漑施設及び付随する施設建設を行うことにより、安定的な灌漑用水の供給を図り、もってコメ増産を通じた農村部の所得向上に寄与するもの。

## 事業内容

### 【施設】

灌漑施設の建設(取水工、幹線用水路、二次用水路、管理用道路等)

### 【コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント】

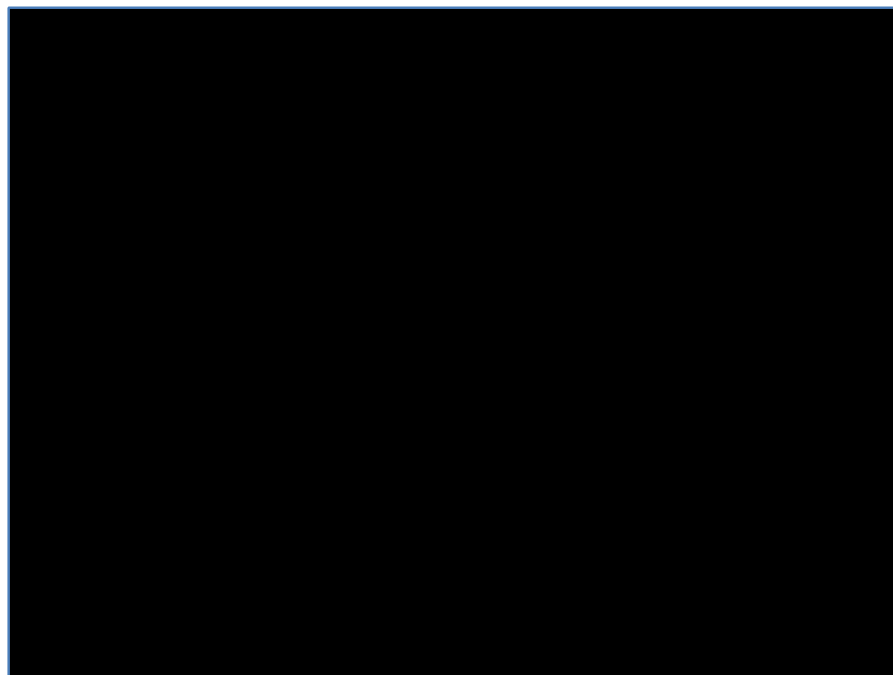
詳細設計、入札補助、施工監理、灌漑施設の運営維持管理や水管理に係る指導



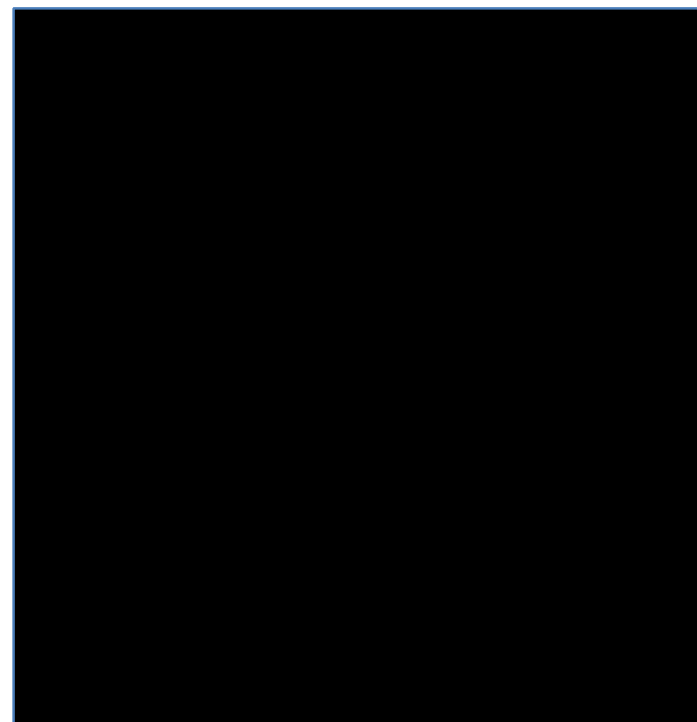
# 進捗状況(工事実施中)



# 事業対象地の現況



2026年2月撮影、農地への進入路整備



2026年2月撮影、水路工事における型枠設置作業

※権利上の都合により黒塗り修正

# 環境社会配慮カテゴリ分類と分類根拠

- カテゴリ分類: A
- カテゴリ分類の根拠:「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布(以下、「JICAガイドライン」。))に掲げる影響を受けやすい地域に該当するため。
- 環境許認可:環境影響評価報告書(EIA)は、2017年8月に承認機関(National Environmental Management Authority(NEMA))により承認済。  
また、住民移転計画(RAP)も2018年10月に承認済み。

# 主な環境社会モニタリング事項及び緩和策

## 01

### 汚染対策

#### 【工事中】

- ・建設車両・重機のメンテナンス、散水、防音壁の設置、低騒音機械等の対策を取る。
- ・掘削による土壌浸食や水質汚濁が想定されるが、沈殿池、シルトフェンス、粗集器等の使用により影響を緩和する。また掘削土は事業地内の圃場にて再利用の上、残りは既存の土砂捨て場に運搬処理を行う。

#### 【供用時】

- ・農薬や化学肥料の利用増による水質への影響が想定されるが、水・環境省等との連携による農薬・化学肥料管理計画の作成や、有機・無農薬農法にかかる研修等により、影響を緩和する。



## 02

### 自然環境面

国立公園等の影響を受けやすい地域に該当しないが、事業地の下流にはラムサール条約登録地であるオペタ湿地及び重要野鳥生息地が位置。農薬・化学肥料管理計画の実施、生態系に配慮した有機・無農薬農法の推進等を行う。



## 03

### 社会環境面

約45haの用地取得と、1世帯の非自発的住民移転が想定された。住民移転及び用地取得はウガンダ国内法及びJICAガイドラインに沿って作成されたRAPに沿って手続きが進められる。



# 環境社会モニタリング結果 - ①汚染対策・大気 -

- モニタリング内容：PM10の測定と、緩和策の実施状況の確認を行う。
- モニタリング手法：【PM10】住宅地に面した建設サイト付近の4地点にて、大気モニタリング機器を使用して計測を実施。工事を行う日中の連続8時間計測し、その平均値を算出。

Air Quality

Item	Unit	Measured Value	Project Standard	Reference Standard	Measurement Point	Frequency
Dust (PM10) (instrument)	µg/m <sup>3</sup>	1) 14 2) 19 3) 24 4) 39	100*1	50*2	Near the construction site facing residential area *: Refer to note	When heavy machine operating *: Refer to note
Visual inspection (qualitative)		Monitoring result		Measurement point		
		- Water Bowering to suppress dust at regular intervals was operated. - Emission reduction measures were taken continuously (prevention of vehicle idling, timely equipment and vehicle maintenance, and awareness creation).		Where heavy machine operating		

\*1: Ugandan air quality standards for ambient air.

\*2: WHO's guidelines value ambient (outdoor) air quality and health.

Note 1: Measurement Points

1) Atari Modern Progressive P/S

2) Intake

3) SIKWA PRIMARY SCHOOL AND SIKWA HEALTH CENTER

4) St. Jude P/S

Note: 2: Monitoring frequency was proposed as "Monthly" at the major points including the near residential area regularly, by the Contractor in October 2024. The Consultant accepted.

- モニタリング頻度：毎月
- 基準：【PM10】ウガンダの大気質基準、WHOの大気質基準を採用。
- モニタリング結果：

## 【PM10】

- ・ 2024年11月のモニタリング開始以降、ウガンダの大気質基準を超える数値は確認されていない。
- ・ WHOの大気質基準を一時的に超過した事例が確認されたものの、当該地域は従来から砂埃が発生しやすい地域である。加えて、モニタリング結果の平均値はWHOの大気質基準に収まっていることから、工事の影響は軽微であると考えられる。引き続きモニタリングを継続し必要に応じて対策を実施予定。

## 【緩和策の実施状況の確認】

- ・ 散水による粉じん抑制対策と、排出削減対策（車両のアイドリング防止、機器および車両の適時整備、啓発活動の実施）がなされていることを確認している。

# 環境社会モニタリング結果 - ①汚染対策・水質 -

- モニタリング内容: 頭首工上流と排水路の2地点にて、定量分析としてpH・DO・BOD・TN・TPの測定、定性分析として濁度・油分の測定を実施。
- モニタリング手法: 【pH・DO】ポータブル測定器にて測定。【BOD・TN・TP】室内試験とし、水質分析ラボラトリーにサンプルを持ち込み分析を実施。
- モニタリング頻度: 【pH・DO・BOD・定性分析】毎月、【TN・TP】半年毎
- 基準: 【pH】ベースライン調査で得られた最大値と、日本のC類河川水質基準(漁業用3級、水道用1級)を採用。【DO・BOD・TN・TP】ベースライン調査で得られた最大値を採用。

Water Quality						
Item	Unit	Measured Value	Baseline Result	Project Standard	Measurement Point	Frequency
Quantitative Analysis						
pH	-	1) 7.4 2) 7.8	6.88 <sup>*1</sup>	6.5-8.5 <sup>*2</sup>	2 points: 1) Upstream of headwork to be constructed 2) After drainage canal to be constructed	Monthly (except TN & TP), Biannually (TN & TP)
DO	mg/L	1) 5.9 2) 5.9	4.5 <sup>*1</sup>	above 4.5 <sup>*1</sup>		
BOD	mg/L	1) >0.05 2) >0.05	17.5 <sup>*1</sup>	17.5 <sup>*1</sup>		
TN	mg/L	1) - 2) -	11.3 <sup>*1</sup>	11.3 <sup>*1</sup>		
TP	mg/L	1) - 2) -	1.0 <sup>*1</sup>	1.0 <sup>*1</sup>		
Qualitative Analysis						
Item		Monitoring result				
Turbidity	-	1) Turbid 2) Turbid				
Oil	-	1) Not seen 2) Not seen				

\*1: Maximum values obtained by baseline survey.

\*2: Japan's environmental standards for type-C river water (3rd class for fishery and 1st for industrial water).

Note 1: Measurement Points

1) Upstream of headwork to be constructed

2) After drainage canal to be constructed

# 環境社会モニタリング結果 - ①汚染対策・水質 -

- モニタリング結果:

【pH】日本のC類河川水質基準と比較すると、基準値8.5をわずかに上回る8.6が一度確認されたが、他項目は基準値内であり、工事の影響ではなく、自然由来の変動と考えられる。

【DO・BOD・TN・TP】基準を超える値は確認されていない。

【定性分析】濁りが確認されているが、無機質土砂による自然由来のものであり、問題はないと考えられる。

- 緩和策:

- 工事事務所から発生する一般排水への対策として、浄化槽を設置し処理を実施。
- コンクリート製造に伴うバッチングプラントを工事事務所敷地内に設置し、洗浄排水は沈殿ピットを用いて排水処理を実施。
- 頭首工は、陸地で建設し完成後に通水するため、河川内で濁質を伴う作業はなく、シルトフェンス等の対策は不要。

- 補足: 供用時は、農薬使用のモニタリングとしてAldrin・Atrazine・DDT等の確認を半年毎に実施予定。

# 環境社会モニタリング結果 - ①汚染対策・土壌汚染 -



- モニタリング内容: 1) 重機からのオイル漏れ確認、2) pH、ECの測定を実施。
- モニタリング手法: 【1) オイル漏れ】目視確認、【2) pH・EC】モデル圃場3か所でポータブル機器により測定を行い平均値を算出。
- モニタリング頻度: 毎月
- 基準: 【EC】National Environment (Minimum Standards for Management of Soil Quality) Regulations, 2001による灌漑農業向け土壌品質の基準値を採用。【pH】日本およびウガンダの基準なし。
- モニタリング結果: 【1) オイル漏れ】確認されていない。【2) pH・EC】基準値内での推移を確認。
- 補足: 供用時は、四半期毎にpHとECの確認を実施予定。

Soil Contamination

Monitoring Item	Monitoring Results during Report Period	Reference Standard	Measurement Point	Frequency
Extent of oil in soils	None	Visual	Model sites of land re-organization (Bulambuli)	Monthly
pH	6.8	-		
EC	160	<1000 $\mu\text{S}/\text{cm}^{\text{1}}$		

\*1National Environment (Minimum Standards for Management of Soil Quality) Regulations, 2001, First Schedule, Part 2; Soil quality parameters and classes for irrigated agriculture.

# 環境社会モニタリング結果 - ①汚染対策・廃棄物 -



- モニタリング内容: 1) サイトオフィス廃棄分 (Organic waste)、2) 土捨量 (Volume of soil)、3) 建設廃材 (Volume of construction garbage) の発生量・処分方法の確認を実施。
- モニタリング頻度: 毎月
- モニタリング結果: 1) サイトオフィス廃棄分について認可業者による処理を確認。2) 土捨は環境省承認の土捨て場での廃棄を確認。3) 建設廃材は、リサイクルで対応し、発生なし。
- 緩和策: 掘削土は再利用 (盛土への再利用、希望に応じた地域住民への寄付等) を実施。また、建設廃材であるコンクリート試験の円柱体は、地域の道路等の補強のためリサイクルを実施。

## Waste

Monitoring Item	Measured Value	Measurement Point	Note	Frequency
Organic waste (kgs)	20	Site offices	Collected by licensed waste handler	Monthly
Volume of soil (m <sup>3</sup> )	8,0000	Stockpile site	Approved disposal area in Buwechalo village	
Volume of construction garbage (m <sup>3</sup> )	0	n/a	n/a	

# 環境社会モニタリング結果 - ①汚染対策・騒音 -

- モニタリング内容: 住宅地に面した建設サイト付近の4地点で測定を実施。
- モニタリング手法: 騒音測定器を使用し、8時間連続計測し、平均値を算出。
- モニタリング頻度: 毎月
- 基準: 日本の建設工事における騒音規制値と、WHOの屋外における住宅地向けガイドライン値を参照。
- モニタリング結果: 日本の建設工事における騒音規制値と比較すると、基準値85dB(A)をわずかに超える85.8dB(A)が一度のみ確認された。一方で、当該地点の建設前ベースライン値は64.2dB(A)であり、2024年11月から2025年12月の平均値は60.0dB(A)であることから、工事による騒音の影響は概ね生じていないと評価される。
- 緩和策: 騒音防止のため、トラックや重機等について定期点検を実施し、マフラー等の騒音発生箇所に異常がないことを確認している。

Noise

Item	Unit	Measured Value	Project Standard	Reference Standard	Measurement Point	Frequency
L <sub>Aeq</sub>	dB(A)	1) 56 2) 51.3 3) 53.2 4) 64.2	85 <sup>*1</sup>	50 <sup>*2</sup>	Near the construction site facing residential area *: Refer to note	When heavy machine operating *: Refer to note

\*1: Japan's noise regulation for construction works.

\*2: WHO's guidelines value (outdoor) for residential area.

Note: Measurement Points

1) Atari Modern Progressive P/S

2) Sikwo P/S and Health Centre

3) Intake

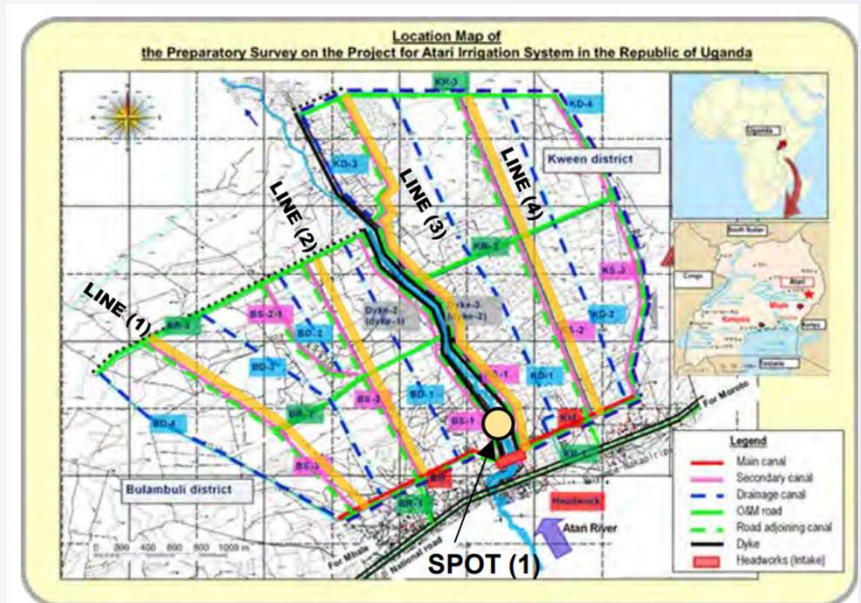
4) St. Jude P/S

Note: 2: Monitoring frequency was proposed as "Monthly" at the major points including the near residential area regularly, by the Contractor in October 2024. The Consultant accepted.

# 環境社会モニタリング結果 - ②自然環境面 -

- モニタリング内容: 事業対象地の下流域にラムサール条約登録湿地であるオペタ湿地、及び重要野鳥生息地が位置するため、影響が及んでいないか、個体数モニタリングを行う。本事業による影響が確認された場合には、MAAIFは、水・環境省 (Ministry of Water and Environment) 等と連携して適切な緩和策を講じる旨合意済み。
- モニタリング手法:
  - 【鳥類】 Line census method (ラインセンサス法)
  - 【爬虫類・両生類】【哺乳類】 Visual encounter method (目視遭遇調査法), Field sign method (痕跡調査法)
  - 【魚類】 Fishing method by net (漁網法), Electro fisher method (電気漁法)
- モニタリング頻度: 【工事中】四半期毎、【供用時】半年毎
- モニタリング地点 (図1参照): 【鳥類】【爬虫類・両生類】【哺乳類】4 lines【魚類】1 spot

【図1】



【四半期報告書(2025年Q4) 抜粋】

# 環境社会モニタリング結果 - ②自然環境面 -

- モニタリング結果・見解:

- 鳥類・爬虫類・両生類・哺乳類:

- ・モニタリング結果: 本体工事着手前と比較して、一部のモニタリング回では種数の増加が確認された。また推移は、本事業エリア内とエリア外で似た傾向を示した。大気や水質等の各種環境モニタリング結果も概ね基準値内であった。

- ・見解: 当該種は、季節の変化などの自然条件によって増減することが一般的に知られている。上記結果を総合的に勘定し、工事の影響ではなく自然現象による増減であると考えられる。

- 魚類:

- ・モニタリング結果: 魚類については、アタリ川の水位に応じて種数の変動が確認された。

- ・見解: 季節性による河川の水位変動に伴うものであり本事業の影響はないと考えられる。

- 今後も工事中のモニタリングを継続して、本事業による顕著な変化が生じていないことを確認していく予定。

# 環境社会モニタリング結果 - ②自然環境面・水文 -

- **モニタリング内容:** 事業対象地における水利用量増加による、川の水量減少、下流域における水位の低下を防ぐことを目的に、頭首工上流において、河川流量のモニタリングを実施。EIAでは河川内の生物の生息環境を維持するため、灌漑取水に先行して少なくとも0.17 m<sup>3</sup>/s をAtari川の下流へ流す計画としている。
- **モニタリング手法:** 頭首工の上流にある国道橋梁地点にて、河川水位を計測し、マニング式により河川流量を算出。
- **モニタリング頻度:**【工事中・供用時】四半期毎
- **モニタリング地点:** 頭首工上流
- **モニタリング結果:** 0.17 m<sup>3</sup>/sを下回る数値は報告されておらず、頭首工の上流にて、EIAでの計画の通り、灌漑取水に先行して少なくとも0.17 m<sup>3</sup>/s をAtari川の下流へ流すことができる旨、確認をしている。

## Hydrological Situation

Monitoring Item	Monitoring Results during Report Period	Measures to be Taken	Measurement Point	Frequency
Volume of river flow (m <sup>3</sup> /s)	15.2	Water level gauge	At upstream of headwork to be constructed	Quarterly

Note: The monitoring program for 2025 is in March, June, September and December.

- モニタリング体制:

本事業では、土地収用および移転が RAP に従って実施され、その進捗と質が担保されるよう、内部モニタリングと外部モニタリングを採用する。

- 内部モニタリング: 本事業のRAP 全体の実施状況をモニタリングする。MAAIFと県調整委員会 (Project District Coordination Committee) が対応。
- 外部モニタリング: MAAIF により雇用される現地コンサルタントはRAP実施について外部モニタリングを独立して実施。
- RAP完了監査: RAP実施について最終監査を実施。

# 環境社会モニタリング結果 - ③用地取得・住民移転 -



- 評価報告書: MAAIFに雇用されたRAPコンサルタントが作成し、Chief Government Valuer (CGV)の承認を得ている。
  - Original Valuation Report (オリジナル評価報告書): 初期の土地評価・補償対象 (PAP) リスト
  - Supplementary-1 (補足評価報告書1): 追加補足
  - Supplementary-2 (補足評価報告書2): 2024年12月にCGVより承認済み。①同意が得られない区間を避けるルート変更に伴う対象者への補償の評価と、②補償実施前の用地売却による再評価を実施。
- 建設状況: 補償が完了している区域内で工事が実施されている。

PAPs captured by Original valuation report and Supplementary-1 valuation report

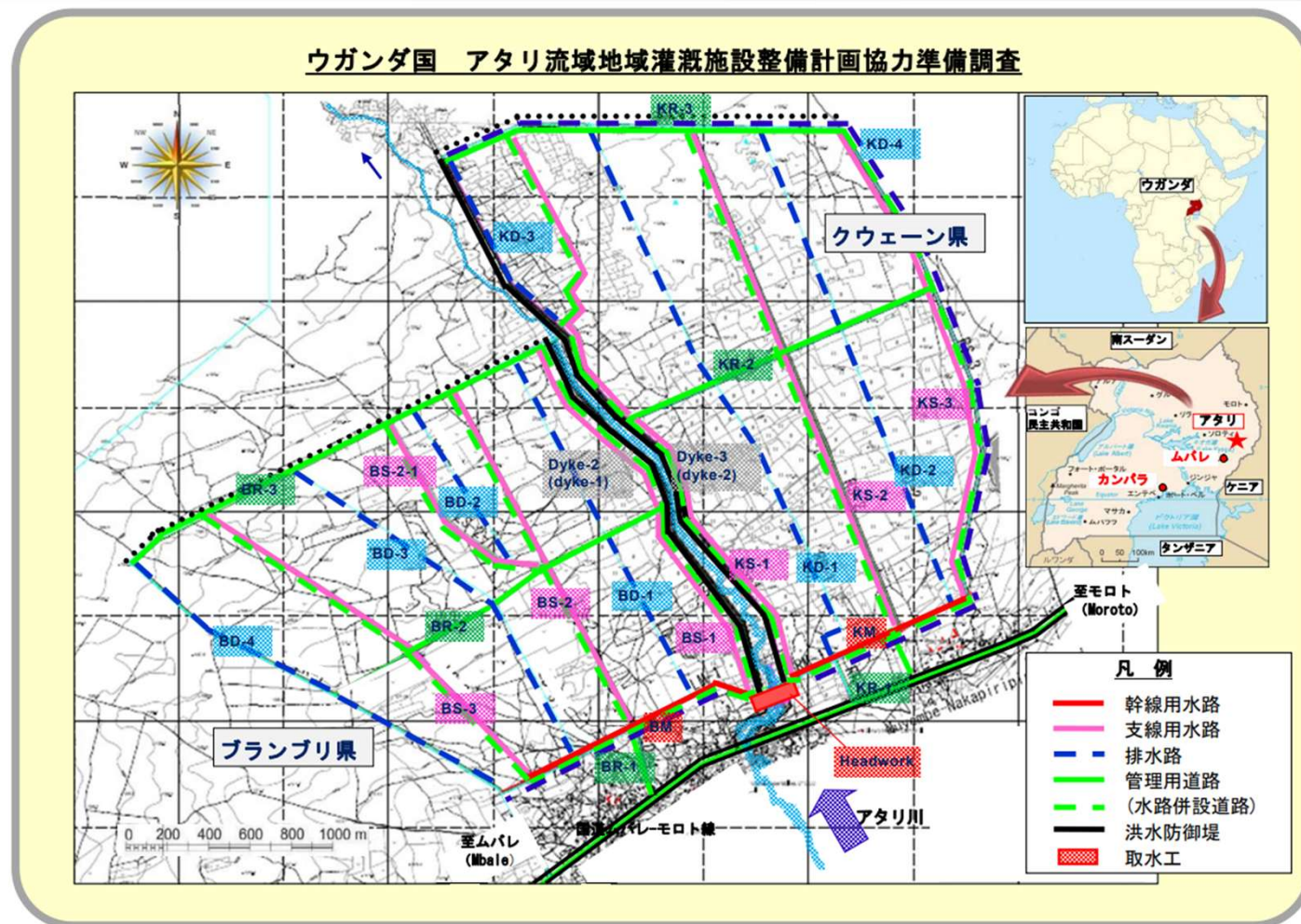
Activity	Planned Total	Unit	Progress in Quantity	Progress in Percentage	Status	Completion Date
<b>Progress of Compensation Payment</b>						
Kween	145	Nos.	145	100%	Not completed (due to Caveat case)	-
Bulambuli	176	Nos.	175	99%		
<b>Progress of Land Acquisition</b>						
Kween	49.5	Acres	49.5	100%	Not completed (due to Caveat case)	-
Bulambuli	58.4	Acres	57.1	98%		
<b>Progress of Resettlement of People</b>						
Kween	1	HHs	1	100%	Completed	September 2025
Bulambuli	N/A	HHs	N/A	N/A		
<b>Progress of Providing Livelihood Support</b>						
Kween	N/A	HHs	N/A	N/A	Completed	October 2021
Bulambuli	1	HHs	1	100%		
<b>Progress of Land Re-organization (Model Site: more than 12 ha)</b>						
Kween	7.1	ha	7.1	100%	Completed	April 2019
Bulambuli	7.2	ha	7.2	100%		

PAPs captured by Supplementary-2 valuation report

Activity	Planned Total	Unit	Progress in Quantity	Progress in Percentage	Status	Completion Date
<b>Progress of Compensation Payment</b>						
Kween	17	Nos.	17	100%	Completed	August 2025
Bulambuli	12	Nos.	12	100%		
<b>Progress of Land Acquisition</b>						
Kween	3.9	Acres	3.9	100%	Completed	August 2025
Bulambuli	1.1	Acres	1.1	100%		
<b>Progress of Resettlement of People</b>						
Kween	N/A	HHs	N/A	N/A	Completed	August 2025
Bulambuli	4	HHs	4	100%		

# 環境社会モニタリング結果 - ③用地取得・住民移転 -

- ご参考 : Kween側・Bulambuli側の配置図



- 補償金支払い (Original+Supp1+Supp2) :
  - Kween側: 完了162件 (進捗100.0%) / 計画162件 (進捗100.0%)
  - Bulambuli側: 完了187件 / 計画188件 (進捗99.5%)
  - 補足: 合計350件の内、住民移転5件と生計支援1件を除いて、土地(農地)を対象とした補償を実施。
  
- 用地取得 (Original+Supp1+Supp2) :
  - Kween側: 取得済53.4acres / 計画53.4acres (進捗100.0%)
  - Bulambuli側: 取得済58.2acres / 計画59.5acres (進捗97.8%)
  
- 対応中事項:
  - 補償金支払い・用地取得に関する未完了事項については、住民間の登記に関する争いから、補償の正規な受取人が確定しておらず裁判予定であり、正式に工事を進めていない状況。

- 住民移転 (Original+Supp1+Supp2) :
  - Kween側: 完了1HHs/計画1HHs (進捗100.0%)
  - Bulambuli側: 完了4HHs/計画4HHs (進捗100.0%)
  - 補足: 住民移転について家屋移転を対象に実施され、近隣に移転が完了している。なお、住民移転は当初Kween側1世帯が対象であったが、Bulambuli側4世帯分についてSupp2にて土地売却に伴う家屋建設を受け再評価を行い、計5世帯が対象となった。
- 生計支援 (Original+Supp1+Supp2) :
  - Kween側: N/A
  - Bulambuli側: 完了1世帯/計画1世帯 (進捗100.0%)
  - 補足: 1世帯については、永年性果樹が主要な生計手段であり、伐採による生計影響が大きいと判断されたため、補償評価に反映し増額補償を実施した。
- 土地再編 (モデルサイト: 12ha) :
  - Kween側: 完了7.1ha/計画7.1ha (進捗100.0%)
  - Bulambuli側: 完了7.2ha/計画7.2ha (進捗100.0%)

# 環境社会モニタリング結果 - ③経済状況 -

- 住民の経済状況：
  - モニタリング頻度：年毎
  - サンプルング方法：用地取得・住民移転いずれかの影響を受けた住民から協力を得られる世帯を募り、14世帯を抽出。同じ世帯について家計状況を聞き取り、モニタリングを実施。
  - モニタリング結果に関する見解：用地取得・住民移転後の家計状況に大きな変化は認められない。

VIII	Monitoring Item; Monitoring Frequency:	Economic Situation Annually <sup>1</sup> (Simple Random Sampling)
------	---	--

(in 2020)

No.	RAP ID No. <sup>2</sup>	Name of HH Head <sup>2</sup>	Sex of HH Head (✓)		Main Income Source of HH	Amount of Annual Income (UGX)	Amount of Annual Expenditure (UGX)
			Male	Female			
1			✓		Farming	9,000,000	5,000,000
2			✓		Farming	10,000,000	8,000,000
3			✓		Farming	10,000,000	5,000,000
4			✓		Farming	16,000,000	8,000,000
5			✓		Farming	8,000,000	12,000,000
6			✓		Farming	5,000,000	4,000,000
7			✓		Farming	3,000,000	1,800,000
8			✓		Farming	4,000,000	2,500,000

【四半期報告書(2025年Q3)抜粋】

VIII	Monitoring Item; Monitoring Frequency:	Economic Situation Annually (Simple Random Sampling)
------	---	---

Monitoring date: 31<sup>st</sup> December 2025

Information updated: Updated since the previous monitoring period.

(in 2025)

No.	RAP ID No. <sup>2</sup>	Name of HH Head <sup>2</sup>	Sex of HH Head (✓)		Main Income Source of HH	Amount of Annual Income (UGX)	Amount of Annual Expenditure (UGX)
			Male	Female			
1			✓		Farming	12,000,000	700,000
2			✓		Farming	10,000,000	9,000,000
3			✓		Farming	12,000,000	7,000,000
4			✓		Farming	17,000,000	10,000,000
5			✓		Farming	9,000,000	9,000,000
6			✓		Farming	6,000,000	6,000,000
7			✓		Farming	4,000,000	2,000,000
8			✓		Farming	4,500,000	3,000,000

【四半期報告書(2025年Q4)抜粋】

※権利上の都合により黒塗り修正

# 環境社会モニタリング結果 - ③雇用状況 -

- モニタリング頻度：四半期毎
- モニタリング結果（2025年Q4）：【雇用者数】合計421名の内、地域住民の雇用が209名を占める。【児童労働・建設労働者犯罪】確認されていない。

X	<b>Monitoring Item;</b>	<b>Involvement of Community People in Project Construction</b>
	<b>Monitoring Frequency;</b>	<b>Quarterly (During Construction)</b>

Monitoring date: 31<sup>st</sup> December 2025

Information updated: Updated since the previous monitoring period

(December 2025)

Item	Male	Female	Total
Number of people employed in the Project Construction	343	78	421
Number of community people employed in the Project Construction	146	63	209

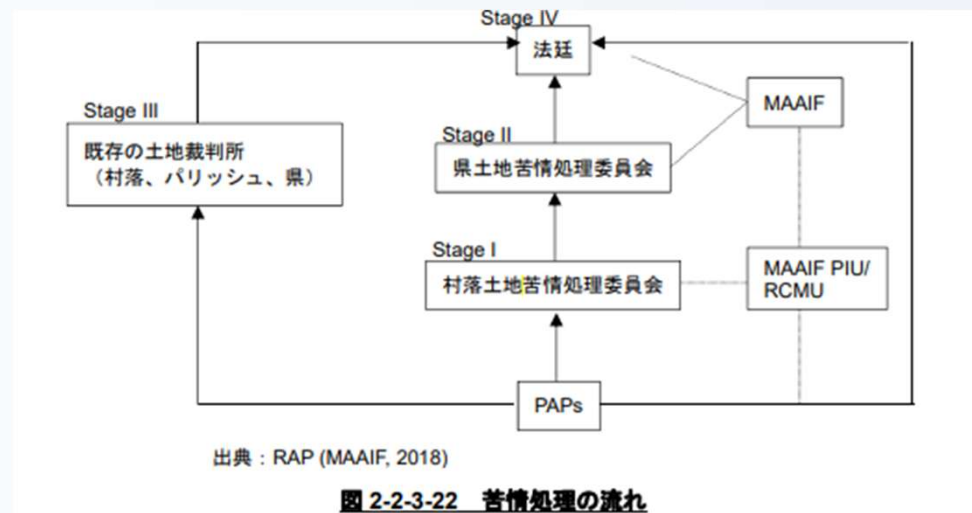
【四半期報告書(2025年Q4)抜粋】

# 環境社会モニタリング結果 - ③雇用状況 -

- モニタリング結果に関する見解：
  - 【雇用者数】 地域から雇用可能な職種を中心に積極的な地域雇用を行っている。地域雇用は一般作業員、交通整理員、清掃等を対象とし、男女ともに含まれる。地域雇用割合は男性42%、女性81%を占める。
  - 【児童労働】 児童労働禁止をコントラクターのルールとして徹底した成果と評価する。サブコントラクターの雇用者も含めてモニタリングを行い、児童労働が行われていないことを確認している。
  - 【建設者犯罪の防止】 従事者（作業員）に対する啓発を行っている成果と評価する。

# 環境社会モニタリング結果 - ③苦情 -

- 苦情処理の流れ：RAPにて当初計画された通りに、村落レベルの苦情処理委員会、県レベルの苦情処理委員会が設立され、苦情処理メカニズムを通して適切に苦情処理がなされている。
- 用地取得に関する住民からの苦情：
  - 苦情件数：【建設前】32件、【建設中】40件
  - 苦情内容：補償権利の主張、土地所有者の確認等
  - 解決済み苦情件数：72件（全て解決済み）
  - 解決方法：再測量の上でRAPコンサルタントにより補償すべきと評価されたものは、適切な補償の実施等を行い解決。
- 建設に関する住民からの苦情：
  - 苦情件数：11件
  - 苦情内容：建設粉じん、樹木損傷等
  - 解決済み苦情件数：11件（全て解決済み）
  - 解決方法：散水・修復・補償等で解決。



# 国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しについて

2026年4月10日

独立行政法人国際協力機構  
審査部

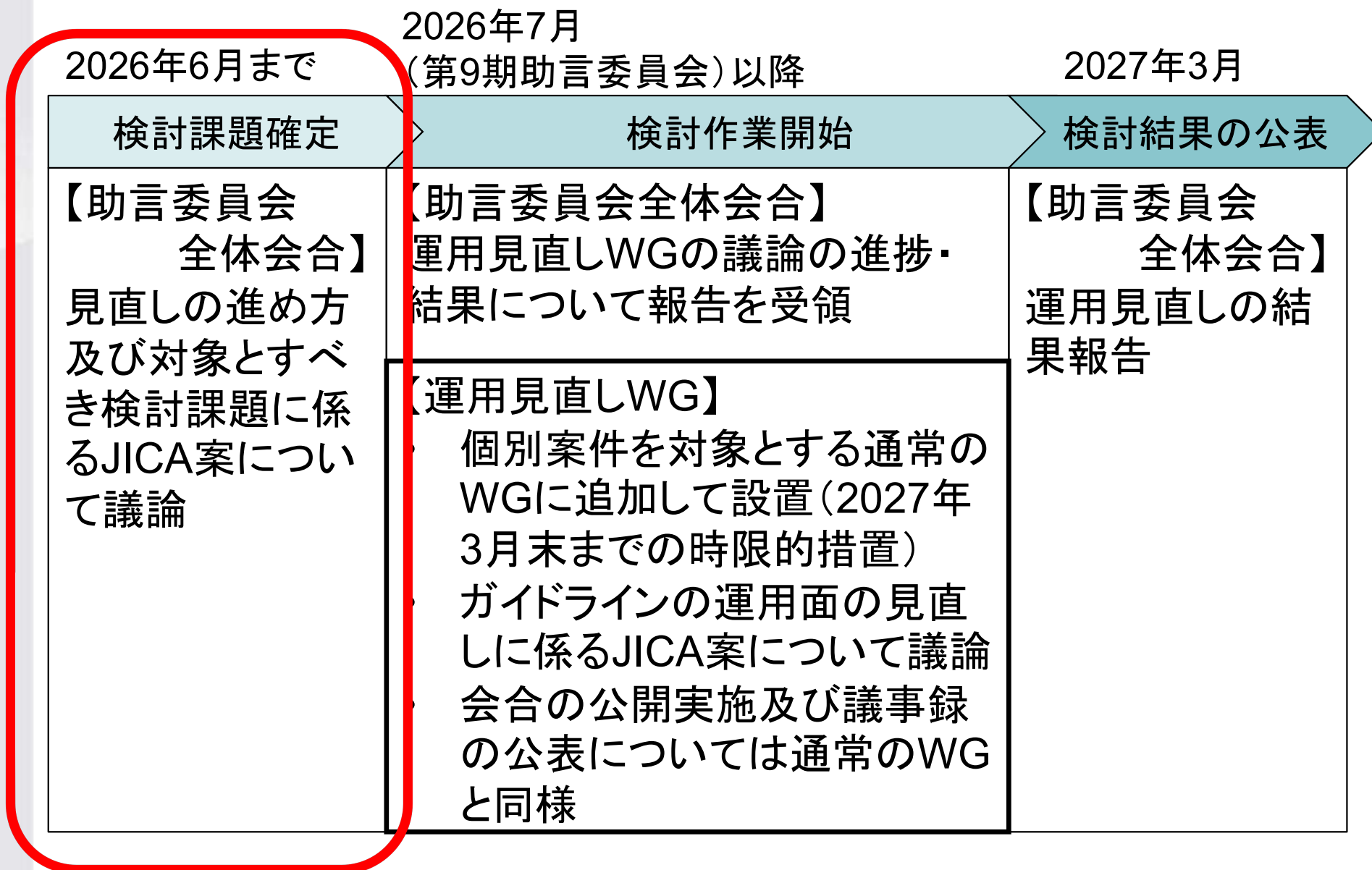
# 本日の説明内容

1. 検討課題の整理～スケジュール
2. 検討作業～運用見直しWGスケジュール
3. 検討課題案

別紙1：検討課題案2

別紙2：助言委員意見一覧

# 検討課題の整理～スケジュール



# 検討課題の整理～スケジュール

## 【3月助言委員会全体会合】

- ・ 検討課題例共有・追加依頼
- ・ 検討課題の整理イメージ
- ・ 当面のスケジュール案

## 【5月助言委員会全体会合】

検討課題整理結果  
アンケート結果

## 【4月助言委員会全体会合】

検討課題整理結果(暫定)  
JICA内アンケート結果  
実施機関アンケート結果

## 【6月助言委員会全体会合】

検討課題の確定  
検討作業の進め方

検討作業開始

助言委員、JICA内、実施機関、協力準備調査受注  
コンサルタントからの意見・アンケート集計作業中

# 検討作業～運用見直しWGスケジュール

2026年6月まで 検討課題確定	2026年7月 (第9期助言委員会)以降 検討作業開始	2027年3月 検討結果の公表
<p>【助言委員会 全体会合】 見直しの進め方 及び対象とすべ き検討課題に係 るJICA案につい て議論</p>	<p>【助言委員会全体会合】 運用見直しWGの議論の進捗・ 結果について報告を受領</p> <p>【運用見直しWG】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個別案件を対象とする通常のWGに追加して設置(2027年3月末までの時限的措置)</li> <li>• ガイドラインの運用面の見直しに係るJICA案について議論</li> <li>• 会合の公開実施及び議事録の公表については通常のWGと同様</li> </ul>	<p>【助言委員会 全体会合】 運用見直しの結 果報告</p>

# 検討作業～運用見直しWGスケジュール

2026/7/9 第9期助言委員会開始

2026年8月～2027年1月：毎月2回の運用見直しWG開催（予定）⇒**11回**

2027年2月～3月：論点のとりまとめ、結果の公表

参考：前回GL見直しWG開催数 11回

【イメージ】  
運用見直しWG2回＋通常WG1～2回  
＝WG3～4回/月

見直しの進め方  
及び対象とすべき  
検討課題に係る  
JICA案について  
議論

## 【運用見直しWG】

- 個別案件を対象とする通常のWGに追加して設置（2027年3月末までの時限的措置）
- ガイドラインの運用面の見直しに係るJICA案について議論
- 会合の公開実施及び議事録の公表については通常のWGと同様

# 検討課題案～第2回全体会合より

WG	期間	大項目	課題案（順番は仮）
(1)	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会配慮の手続き	・民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否 ・プロジェクト向け融資での環境管理フレームワークや住民移転ポリシーフレームワークの適用
(2)	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	・GHG排出量の推計の方法
(3)	短期的	環境社会影響評価の方法	・代替案検討の目的と要件①
(4)	短期的	環境社会影響評価の方法	・代替案検討の目的と要件②
(5)	短期的	環境社会影響評価の方法	・モニタリングに係る要件 ・モニタリング計画の内容
(6)	短期的	用語の解釈と適用	・不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件
(7)	短期的	用語の解釈と適用	・保護区内で事業を実施する場合の要件 ・重要な生息地の解釈と要件
(8)			
(9)			
(10)			
(11)			

WG4回分

# 検討課題案～意見の分類

## 【意見収集先】

- 助言委員      72件（別紙2ご参照）
- JICA内
- 実施機関
- コンサルタント（含ローカルコンサルタント）

} 集計作業中

## 【分類結果】

分類	方針	件数
既に検討課題案に含まれている内容	課題案1～6に追加	29
環境社会配慮／運用見直しに関係すると思われる内容	課題案7～10に新規追加	9
運用見直しとは別に個別にご相談したい内容	課題案に含めない	34

# 検討課題案～追加

	期間	大項目	課題案
(1)	中長期的	環境社会配慮の手続き	生物多様性にかかる国際的な議論と環境社会配慮
			ネイチャーポジティブ、NbS、30×30、BBNJ協定等、生態系・生物多様性に関する国際的な議論を踏まえた、環境社会配慮における生物多様性の検討。
(2)	短期的	環境社会影響評価の方法	気候変動に起因する災害への対策
			気候変動に起因する災害への対策や、自然災害等による影響に対する予防・緩和策を検討。
(3)	短期的	環境社会影響評価の方法	ステークホルダー協議、社会的弱者からの意見聴取
			社会的弱者から適切に意見を聴取し、影響を回避・最小化するため、実態に則した調査、ヒアリング手法を再検討する。
(4)	短期的	環境社会影響評価の方法	再生可能エネルギーの影響
			再生可能エネルギーについて、影響と緩和策を適切に調査にて特定し、案件形成に反映するため、電源に応じて想定される影響を再検討する。

# 検討課題案(別紙1)

WG	期間	大項目	課題案(順番は仮)
(1)	中長期的 (2032年改正 に向けた議論)	環境社会配慮の手続き	・民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン 規定導入の適否 ・プロジェクト向け融資での環境管理フレームワークや 住民移転ポリシーフレームワークの適用
(2)	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	GHG排出量の推計の方法
(3)	短期的	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件①
(4)	短期的	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件②
(5)	短期的	環境社会影響評価の方法	・モニタリングに係る要件 ・モニタリング計画の内容
(6)	短期的	用語の解釈と適用	不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解 釈と要件
(7)	短期的	用語の解釈と適用	・保護区内で事業を実施する場合の要件 ・重要な生息地の解釈と要件
(8)	中長期的	環境社会配慮の手続き	生物多様性にかかる国際的な議論と環境社会配慮
(9)	短期的	環境社会影響評価の方法	気候変動に起因する災害への対策
(10)	短期的	環境社会影響評価の方法	ステークホルダー協議、社会的弱者からの意見聴取
(11)	短期的	環境社会影響評価の方法	再生可能エネルギーの影響

No.	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	論点	助言委員	追加のご意見
1	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会配慮の手続き	・民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否 ・プロジェクト向け融資での環境管理フレームワークや住民移転ポリシーフレームワークの適用		20260220_ヨルダン・ハシメット国アカバーアンマン海水淡水化送水事業環境レビュー	・公共事業を前提にした現行のガイドラインには、民間事業の環境社会配慮手続きが実務と適合しないことがある(フレームワーク対応、融資決定後にJICAの参加が決定した場合等)。 ・フレームワークでの対応はMDBsでは確立された手続き。MDBsと同様にプロジェクトローンでも適用しうるか検討が必要。 ・環境レビューにおける、詳細な内容が確定していないフレームワークの取扱いについて検討が必要。(助言委員からの指摘)		
2	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	GHG排出量の推計の方法	別紙1、6.	20220727_インド国バトナマトロ建設事業SC案	・GHG排出量推計の詳細内容、範囲の確認。 ・2022年改正時には、スコープ1のみをGHG排出量の推計、公開対象としたが、助言委員会WGではサブプライチェーンでの間接排出の評価を求めるコメントや、GHG排出量が小さい事業でも評価を求めるコメントがあった。(助言委員からの指摘)		
3	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件	2.2.7 3.3.3.5 別紙2、2.	(代替案を検討すべきコンポーネント) 20220425_インドネシア国パティンバン港アクセス道路建設事業環境レビュー 20230303_セネガル国ダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト SC案 20250307_バングラデシュ国MIDI総合開発計画策定プロジェクト SC案 20250630_ケニア国オルカリアV地熱発電開発事業環境レビュー  (代替案検討の方法) 20220727_インド国バトナマトロ建設事業SC案 20221111_バングラデシュ国ジョイデプルーイシュルディ間鉄道複線化事業SC案 20230130_フィリピン国ダルトンバス東代替道路DFR 20230428_フィリピン国ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクトDFR 20230526_インドネシア国ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業(フェーズ1)環境レビュー 20230612_バングラデシュ国ジョイデプルーイシュルディ間鉄道複線化事業DFR 20231027_ウガンダ国カマルマ橋建設計画SC案 20240729_ブータン国水力発電開発事業DFR 20241025_ルワンダ国マサカ上水道整備事業SC案 20250110_マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業(中環状西部区間)SC案 20250210_バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)SC案 20250616_インド国ベンガルール・マトロ建設事業(フェーズ3)SC案	(代替案検討の目的) ・代替案検討の目的の再整理。  (代替案を検討すべきコンポーネント) ・目的に照らし、事業コンポーネント毎に代替案検討をすべき/しなくてもよいケースの判別、プロセス等について要件があるのか、有る場合はどのような要件を設けるべきか。 ・マスタープラン調査におけるSEAの代替案検討の方法、範囲について、どの様な要件を設けるべきか。 ・代替案検討については、事業サイトやルートについて、全体に係る代替案や一部のみで代替案が検討されるなど必ずしも個別事業間で統一されていない。(助言委員からの指摘) ・一部区間に限定し、分割する場合にはその理由付けが必要ではないか。(助言委員からの指摘)  (代替案検討の方法) ・可能な限り定量化して評価する必要性を指摘されている(助言委員からの指摘)。 ・総合的な評価・判断を行う際に、重みづけの根拠を示す必要性が指摘されている。(助言委員からの指摘) ・相手国政府の強い意向がある場合の評価項目の選定や重みづけへの配慮も必要。(助言委員からの指摘)	山岡委員	事業の最適案は環境社会配慮だけでなく、技術や経済性の視点も加えて総合的に判断される。本委員会の性格上、環境社会配慮の視点での最適案の選定、あるいは、環境社会配慮上、認められない代替案の判断は可能と考えられる。したがって、代替案検討に対する助言の限界は検討すべきと考える。
							阿部委員	案件対象国(地域)の環境基準が、IFCの基準やその他の国際的に認知された基準や先進国の基準よりも緩く、案件が道路建設等で、供与後に環境を汚染する可能性があるが、工事前に建設場所を中心に汚染レベルがすでに上記の基準を越えている場合がある。このような場合に、案件の環境モニタリング計画において上記のIFC等の基準は、どのように「参照」(JICA環境社会配慮ガイドラインⅡ 2.6の3)されているのかどうか、また、参照されていない背景や理由が、環境モニタリング計画に記述されるべきではないか。特に、国(地域)の基準が国際基準より緩い対象国(地域)で、大気汚染やそれによる健康被害が深刻という報告(例:国連機関による子どもや成人の呼吸器系疾患の件数や割合)や、新聞報道等による社会的な認識がある場合は、上記の「参照」が強く望まれ、参照の状況や、その背景と理由が報告書に記述されるべきである。
							二宮委員	代替案検討時に評価項目ごとに重み付けがされるが、その考え方や方法は案件ごとの異なっており、議論の対象となるケースが多い。案件の特徴ごとに最適とおもわれる項目や手法を一定程度整理することができれば、より効果的、効率的な調査や助言につながるのではないかと。マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業では評価手法や重みづけに関して実施機関の事業担当部局のみならず、環境社会配慮及びモニタリング担当部局も含めて検討された実績もあり、このような成果の振り返りや他の案件への応用の可能性は検討の価値があると思われる。
							東委員	代替案の検討は項目を細分化してマトリクス化(縦軸:A案、B案、C案・・・横軸:相手国の意向、緊急度、工期、価格、利益相反、環境負荷、生態系負荷、住民移転・・・等を現状より明確にして、客観的でわかりやすい代替案への端緒とする。例えば、某国の地下鉄駅の場所決定に見られた相手国政府高官の利益相反の点数化や価格の競争力に付けていたと史料)
							林委員	代替案については、助言委員会でも多くの委員が関心を寄せるテーマである。代替案については、評価項目、評価手法、重みづけなどについて、適切な根拠に基づいた判断が行われることが重要である。偏った評価項目や重みづけなど恣意的な判断と思われる評価好ましくない。できるだけ定量的かつ、明確な根拠に基づく評価が望ましいが、一方で回避困難な他の要因が発生する場合もあり得る。また、これまでも、各種の事例において、代替案評価の試みが行われており、中には、チャレンジングな取り組みも行われている。これまでの事例を再整理し、評価項目選定、評価手法、重みづけ手法等に関する議論を深めていくことも有用である。
							石田委員	代替案検討においては、スコーピング段階と調査が進んだ段階とでは、利用できるデータの量や質が大きく異なることも少なくない想定されます。そのため、推奨案の選定を含め、各段階で適切な評価項目を柔軟に採用できるようにしておくことが有益であるように思われます。 また、環境・社会面の配慮が過度に強調されると、技術的・経済的側面を含む総合的な評価が十分に機能しなくなるおそれがあります。スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が、調査の効率化やコストの適正化につながる可能性があります。現地データに基づく比較検討が可能となり、これまでの議論もより実質的な形で整理されやすくなるように感じています。
							錦澤委員	● 代替案の検討について、「できる限り定量化して評価すること」の必要性が指摘されている。これ自体に異論はありません。一方、「すべからず定量化すべき」という考え方には必ずしも賛同できません。定量評価すべきものと、そうではないものの仕分けが必要といえます。 ● ファクトとして提示できるものを定量データとして示すことは必要ですが、客観性が担保されない定量データや定量化はかえって評価の妥当性や信頼性を損なうおそれがあります。 ● 具体的には、住民移転の世帯数、林地伐採や土地改変の面積を複数案ごとにデータとして示すことは比較考量する上で有効といえます。一方、生態系や景観などの定量化が難しい項目、あるいは、総合評価の重みづけは定量的な評価にこだわるよりも定性評価を採用することが考えられます。(米国NEPAの代替案検討でも総合評価は定性評価にしていることが一般的と認識しています)
							鈴木(克)委員	代替案の検討が先に対象プロジェクトありきの建前になっていないか？各ステークホルダーの立つ位置によって、それぞれの視点、ニーズも違ってくるが、プロジェクトを行う本質的な意義を総合的に検討する。特に本助言委員会では、複数の代替案に対し本来の環境社会配慮の側面から提言を行うべきである。
			スコーピングの目的と検討方法(代替案の検討を含む)及びスコーピング段階における環境社会配慮助言委員会の役割				鈴木(克)委員	スコーピングは、JICAガイドラインによれば、検討すべき代替案と重要な、及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することとされています。 代替案の検討は、本来工学的側面、経済的な側面等を含めた総合評価により行われるべきものと考えます。環境社会配慮助言委員会は、環境、社会影響という観点からの助言を行う立場にあり、環境、社会影響という観点から実施を容認できない代替案の特定や、環境、社会影響という観点からの代替案の優劣について助言することが求められていると考えます。従って、環境社会配慮助言委員会は、適切な代替案を決定する立場にはなく、提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言する立場であることをFAQ等で明確にすることが望ましいと考えます。 また、事前調査には多額の経費が必要とされる場合があります。そのため、現状では重大な環境社会影響が懸念される項目の特定が中心に行われていますが、より詳細に、事前調査が必要な項目、方法等についても特定し、助言することが望ましいと考えます。特に、大気汚染(や水質汚染)等、調査に多額の経費を必要とする項目については、具体的な測定手法や測定地点の配置、測定期間等についても必要に応じ助言し、その結果をTOR等に反映することが期待されます。
			特記仕様書の記載方法				奥村委員	すでに代替案に係る論点が挙げられていますが、これまでのWGにおいて、代替案の検討に関して、調査団(コンサルタント)において十分な検討がなされていないと見受けられるケースがありました。特記仕様書の段階で何らかの工夫をすることによって、こうしたことを回避できるのではないのでしょうか。例えば、特記仕様書そのものないしは参考資料に、過去に助言委員会のWGで指摘があった例などを示すのも一案ではないかと思料します。 この点については、どのような記述や情報提供であるより良い代替案の検討ができるのか、調査団にヒアリングやアンケートをしてみるのも一案だと思います。

No.	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	論点	助言委員	追加のご意見
4	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	・モニタリングに係る要件 ・モニタリング計画の内容	3.2.2 別紙1、10.	20230130_フィリピン国ダルトンバス東代替道路DFR	・モニタリングフォームの妥当性、MDBsのモニタリングの考え方の違い。 ・審査時合意事項にかかる実施状況のモニタリングの必要性(PSR等) ・モニタリング計画では、モニタリングの項目・頻度・方法論を十分に記載、説明するという点につき助言委員会から指摘があった。(助言委員からの指摘)	石田委員	モニタリング能力の強化、特に生物モニタリングの力を涵養していくことは、地域の生態系保全に直接的に寄与する重要な要素だと考えています。この点に関して、ベストプラクティスなどが共有されると有益ではないかと思われまます。
			ベースラインの設定とモニタリング				山岡委員	ベースラインの設定で、事業開始前に当該国の基準を超えている環境項目が確認される場合がある。この場合のベースラインの設定は現状でよいのか、あるいは、当該事業者や政府に別途、調査や対策を要請すべきかなど判断が難しい。 当該国の環境基準が国際基準に比べて甘い場合に、それを管理基準値として認めるかどうかが明確ではない。例えば、インドのPM2.5やPM10の基準はWHOなどの国際基準に比べてかなり甘い。 また、上記のような状況下で計画時に目標値を許容したら、モニタリングではそれを管理基準値として認めることでよいか。
			環境モニタリングで採用する環境基準とIFCの基準やその他の国際的環境基準の「参照」	II 2.6の3			阿部委員	案件対象国(地域)の環境基準が、IFCの基準やその他の国際的に認知された基準や先進国の基準よりも緩く、案件が道路建設等で、供与後に環境を汚染する可能性があるが、工事前に建設場所を中心に汚染レベルがすでに上記の基準を越えている場合がある。このような場合に、案件の環境モニタリング計画において上記のIFC等の基準は、どのように「参照」(JICA環境社会配慮ガイドライン II 2.6の3)されているのかどうか、また、参照されていない背景や理由が、環境モニタリング計画に記述されるべきではないか。特に、国(地域)の基準が国際基準より緩い対象国(地域)で、大気汚染やそれによる健康被害が深刻という報告(例:国連機関による子どもや成人の呼吸器系疾患の件数や割合)や、新聞報道等による社会的な認識がある場合は、上記の「参照」が強く望まれ、参照の状況や、その背景と理由が報告書に記述されるべきである。
			事前調査項目の評価方法				鈴木(克)委員	JICAガイドラインでは、スクリーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分けていることから、混乱を避けるため、事前調査時のモニタリングについては、モニタリングという表現を避け、事前調査という用語を用いることとします。 JICAガイドラインでは、環境社会配慮を「人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮すること」と定義しています。人間の健康への影響は最重要な配慮項目と言えます。汚染項目のうち、大気汚染については、人の健康という観点からWHOガイドラインが定められており、世界共通の基準になっています。人の健康への配慮という観点からは、相手国の環境の基準が緩い場合であっても、大気汚染についてはWHOガイドラインを遵守するよう働きかける必要があると考えます。その旨を、何らかの形で明確にすることを提案します。 また、最近のWHOの考え方では、騒音についても人の健康への影響という観点からの検討が進められています。今後の検討を踏まえつつ、騒音の基準についてもWHOガイドラインの遵守を働きかけることも必要になるのではないかと考えます。 道路における騒音の評価については、測定する地点の選定を含め、一般環境騒音の評価とは異なる評価方法であることが世界的な標準です。相手国に道路騒音・振動に関する基準がない場合であっても、世界的な標準の考え方に従った対応を求めると必要と考えます。
			モニタリングのデータ設計(KPI・所在・アラート)と可視化基盤				衣笠委員	モニタリング計画に項目・頻度・方法論を記載しても、データが散在しレビューが形勢化しがち。重要KPIの最小セット(環境・社会・安全・苦情等)、データ所在/責任者、更新頻度、逸脱時のアラートと是正プロセス、合意事項トラッキングを「データ設計」として整理し、DB/タッチボード等の可視化も含めた運用基盤整備を推奨・例示したい。
			公開情報の信頼性確保: 第三者レビュー/保証の適用範囲整理				衣笠委員	助言委員会資料の公開やモニタリング結果の要約は社会的な説明責任に直結する一方、情報の信頼性の示し方は案件により差がある。重大影響の根拠データ、主要KPI、是正計画の進捗等について、独立レビュー/第三者保証(検証・限定的保証等)の活用が有効な情報範囲と、適用すべき案件類型(高リスク・高関心案件等)をリスクベースで整理し、透明性と信頼性を底上げしたい。
			モニタリング結果の公表率の向上				二宮委員	モニタリングの結果については、JICAによる働きかけや相手国の理解によって多くの案件で公表されて来ているものの、未公表のケースが散見されるのも現状である。特に環境配慮については公表されているにもかかわらず社会配慮について未公表のケース、バングラデシュなど特定の国において公表が進んでいない実態があり、公表率向上のため取り組みが求められる。公表が実現できていない理由、考えられる要因、逆に積極的に公表されている国やケースとその要因などをまとめ、環境社会配慮の内容や手続きによってその後のモニタリング結果の公表につながりやすい要素がないか検討することが重要ではないか。
			モニタリングの期間				鎌田委員	FAQのP20に「セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、プロジェクトが適切に運営されていることが確認された場合においては、JICAによるモニタリングの確認は一定期間後に簡素化または終了することとしており、効率的に業務を遂行できるように配慮しています。」とあるが、終了の目安となる条件を示せるように考えます(例えば、結果に大きな変動がない期間が5年以上続き、現地をよく知る専門家が終了可能と判断した場合など)。 また、案件のタイプや規模ごとに、平均してどの程度の期間のモニタリングが行われているかの情報が示せるよう後につかと思えます。
			事後モニタリングの充実化、順応的管理の導入検討				錦澤委員	● JICA案件において再エネ事業は件数が少なく今後どれだけ増えるかわかりませんが、比較的新しい技術や設備を導入する場合、あるいは気象災害など想定外の事象が起きる昨今の状況を踏まえ、予測の不確実性が高い中で予測・評価が求められる案件が増え、これが予想されます。このような状況に対応するにあたっては、これまでの未然防止の考え方だけでなく、事後段階の役割がますます重要になるといえます。 ● この観点から、事後モニタリングをさらに充実化していくことが望まれます。また、保全措置の効果や予測・評価の不確実性が高い場合、順応的な管理の考え方が注目されています。これらの知見について収集し、仕組みとして導入していくことを検討することが望まれます。
5	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件	2.3.2	(不可分一体) 2021021_カンボジア国プノンベン都洪水防御・排水改善事業 SC案 20230303_セネガル国タンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト SC案 20250616_インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)SC案  (累積的影響) 20230220_モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業 SC案 20230526_インドネシア国ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業(フェーズ1)環境レビュー	・不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の詳細定義の確認、適用時に求められる対応策の整理。 ・2022年の改正後の助言委員会WGでも定義やその運用に関する質問やコメントが出ており、例示を求める指摘もあった。(助言委員からの指摘)	林委員	不可分一体事業や累積的影響については、どこまで影響の範囲と考えるかによって、全体としての影響が大きく異なるため、重要な課題である。一方、案件毎の経緯、他のドナーとの関係など複雑な要因が含まれており、一概に明確な基準を設けることは難しい場合もあるが、累積的な影響への配慮は重要な点であり、累積的影響が疑われる場合の基準の考え方についても議論を深めていく必要がある。
			累積的影響の考え方				衣笠委員	● アセス手続では、「○事業特性」と「○地域特性」からアセス対象選定(スクリーニング)、調査・予測・評価の方法を検討(スコーピング)しますが、「○影響特性」の観点は未だ知見が十分ではなく、制度化も十分とはいえません。この点は日本だけでなく国際的なアセスの議論においても発展途上にあるといえます。 ● 特に累積的影響については、調査・予測・評価の方法論が確立していません。これまでのJICA案件でも、通常のアセスの予測・評価と同じやり方(ベースラインと事業による寄与分を考慮したインパクト評価)をもって累積的影響を評価したとみなすケースがありました。このため、定義を含めて方法論を整理しておくことが求められます。 ● また、不可逆的影響、長期的影響、ポジティブな影響の扱いについても中長期的にアセスにおいて考慮していく方向を視野に入れた上で、知見を収集することが望まれます。
			モニタリングの範囲				鎌田委員	すでに含まれているかもしれませんが、モニタリングの範囲に FAQ 22ページの「派生的・二次的な影響」を受ける範囲を含める必要があると思います。 また、「派生的・二次的な影響」として、生態系の連続性に起因する影響も重要であり、例えば、上流部でのダム等のインフラ建設の場合は、下流部の生物多様性への影響が常に指摘されますので、モニタリングの範囲を広めに設定する必要があると考えます。

No.	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	論点	助言委員	追加のご意見
6	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	・保護区内で事業を実施する場合の要件 ・重要な生息地の解釈と要件	別紙1、7.	<p>(重要な生息地の定義) 20240419_モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業DFR</p> <p>(重要な生息地の評価方法) 20220425_インドネシア国パティンバン港アクセス道路建設事業環境レビュー 20220727_インド国バトナマトロ建設事業SC案 20230612_バングラデシュ国ジョイデプールーイシュルディ間鉄道複線化事業DFR 20240419_モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業DFR 20250210_バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2) SC案</p> <p>(保護区での事業実施要件におけるステークホルダーとの合意の範囲) 20240729_ブータン国水力発電開発事業DFR</p> <p>(保護区の範囲) ・開発や多目的利用が認められるバッファゾーン等を「自然保護のために特に指定された地域」に該当するものか。 ・保護区への観光促進のために、構造物の建設を支援する場合、保護区での事業実施要件を遵守することは求められるのか。 ・IBA/KBAであることをもって保護区に含めるのかどうか。 ・保護区指定前から居住地域の開発が進んできた地域の保護区内での社会サービス向上や環境汚染の改善を目的としたプロジェクトとJICA GLの要件遵守の妥当性。</p> <p>(保護区の解釈) 20250210_バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2) SC案</p> <p>(保護区の定義) 20230303_セネガル国ダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト SC案 20240119_ブータン国水力発電開発事業SC案</p> <p>(保護区内の既存の開発地域の活用と保護区外の未開発地の開発の比較) 20230130_フィリピン国ダルトンバス東代替道路DFR 20240119_ブータン国水力発電開発事業SC案 20250210_バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2) SC案</p>	<p>(保護区での例外的実施に係る運用) ・FAQにおいて、保護区で例外的に事業が実施される場合の条件として、実施可能な代替案がないことの確認を求めているが、IFCのPS6には保護区での実施要件としては求めておらず JICA GLとのか合いがある。</p> <p>(重要な生息地の定義) ・重要な生息地の定義、判断基準、具体例の例示。 ・重要な生息地の定義上の要件として、NT種を含めることの適否。</p>	二宮委員	相手国によって保護されるべきと指定されている地域でも、開発行為が可能な場合があるなど、保護の度合いには国や案件ごとに違いがあるのが現状である。保護の指定がされている、かつ開発が認められているケースの場合でも、対象によっては開発行為には慎重であるべきとの判断が必要な場合もある。このような場合の判断基準や必要な情報の不足によって適切な判断(助言)に至らない状況を避けるために、必要な情報の収集、分かりやすい情報提示の方法などを検討することが重要である。
							林委員	保護区内で実施される事業の取り扱いについては、助言委員会の中でも多くの委員が高い関心を寄せる重要な問題である。個々の事業の例外条件の適用基準の適切性、バッファゾーンやコースゾーンなどの国ごとの保護区の保全レベルの違いなどがあり、議論を複雑にしているが、今後も大きな問題の一つと位置付けられると考えられる。このため、過去の事例を整理しつつ、これらに対する考え方について、この段階で議論を深めておくことが重要であろう。
							石田委員	絶滅危惧種や希少種については、これまでも環境社会配慮の検討において丁寧に扱われてきましたが、一方で固有種への配慮についても、より十分に検討される場面が必要になるように感じています。固有種は地域レベルで重要な種であることに加え、脆弱性を伴う場合も多いことから、ケースによっては絶滅危惧種や希少種と同様の観点から検討を行うことが望ましい場面もあるのではないかと考えています。こうした視点については、チェックリストへの反映も一つの方法として考えられるように思います。
							鎌田委員	データ不足などでIUCNのRLで絶滅リスクの判定ができない生物種も多いことから、容易に入手できる場合は、国別のRLや法令等で定められている希少種・保護対象種等も重要な生息地の判断材料として活用できるとよいと考えます。
						FAQ P31の内容について 「プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか? 回答 (1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。	二宮委員	左記文章で「実施可能な代替案が存在しないこと」との記載があるが、インフラ整備においては、時間とコストをかければ代替案がないということはないと思われる。「コストや時間等の条件を鑑みた合理的な範囲で代替案が存在しないこと」等の条件をつけた方が実情にあうのではないかと。
						FAQ 29ページ(1) IUCNのレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されているCR、EN、VUIに該当する種にとって重要な生息地」	鎌田委員	全体会合やWGにおいて、「重要な生息地に該当しない」という文書の記述に委員が疑問を呈する機会がたびたび見受けられるように、重要な生息地の考え方が曖昧かと思えます。FAQ 29ページ「(1) IUCNのレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されているCR、EN、VUIに該当する種にとって重要な生息地」に関連し、以前WG(バングラデシュ国チョットグラムコックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2))の事前質問への回答で「実際には農業や住居開発が行われているため、アジアゾウの主要な繁殖地や主要な餌場がバッファゾーンに限定されないと想定し、重要な生息地には当たらないと現時点では判断しております。」と回答がありましたが、広域分布の種の場合は、「その場所に限定されない」という判断の場合は、すべてが当てはまってくると思えます。特に、CRやENの場合は、常時生息が確認されている場合は、「重要な生息地」とみなすなど、もう少し厳しめの判断があってもよいかと思えます
			生物多様性オフセットを容認する場合の条件の明確化				源氏田委員	国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード6(生物多様性の保全と生物資源の持続可能な管理)では、重要な生息地(critical habitat)で事業を実施する際には、ネットゲインが要求され、ミティゲーションヒエラルキーを厳格に適用した上で、生物多様性オフセットを実施することが認められています。IFC等との協調融資では、生物多様性オフセットを実施するプロジェクトもあることから(2026年2月20日WGヨルダン・ハシェミット国アカバールアンマン海水淡水化送水事業等)、JICAとしても、ビジネスと生物多様性オフセットプログラム(BBOP: Business and Biodiversity Offset Programme)の生物多様性オフセットに関するBBOPスタンダード( <a href="https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/BBOP_Standard_on_Biodiversity_Offsets_1_Feb_2013.pdf">https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/BBOP_Standard_on_Biodiversity_Offsets_1_Feb_2013.pdf</a> )などを参考に、生物多様性オフセットを認める際の条件を明確にしておく必要があるのではないかと。特に、影響の回避・低減の軽視につながるようなミティゲーションヒエラルキーの順守、ステークホルダーの参加、モニタリングと長期の成果の確保等は重要な要件になるのではないかと思えます
7	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	災害対策の明記				鈴木(克)委員	近年、地震や地球温暖化に起因する洪水や土砂崩れ等の災害が頻発しています。しかし、JICAガイドライン別紙6の「チェックリストにおける分類チェック項目」には災害対策は明示的には含まれていません。中長期的にはガイドライン別紙6の改訂を行うとともに、短期的にはFAQ等により、災害対策に関する評価を項目として追加することが望ましいと考えます。
			気候変動による影響				石田委員	気候変動の影響が珍しいものではなくってきた現在、すべての案件に当てはまるわけではないものの、操業中の事故・安全対策や、供用後のインフラに対する自然災害・気候変動の影響を見据えた検討を、必要に応じて明示的に進めていくことが望ましいように思われます。こうした視点をチェックリストに適切に取り入れておくことで、プロジェクトの安全性や持続性の確保に寄与する可能性があると感じています。
8	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会配慮の手続き	生物多様性、生態系保全				石田委員	近年、NbS(Nature-based Solutions)、30×30、BBNJ協定(国家管轄権を超える海域における生物多様性保全)など、生態系・生物多様性に関する多様な国際スキームが急速に創出されています。生態系および生物多様性の重要性が広く認識されるようになったことで、今後も政府間の取り決めや国際的枠組みが継続的に生み出され、関係するステークホルダーもさらに拡大していくことが想定されます。そのため、プロジェクト形成(プランニング)段階において、必要に応じてこうした国際的な動向を踏まえた検討が行えるよう、環境社会配慮の実務としても一定の備えを進めておくことが有益ではないかと考えます。新たなスキームの趣旨や方向性を把握し、プロジェクト初期(プロジェクトプランニング段階を含む)の論点を整理し適切に反映できる体制を整えておくことが、今後の運用改善に寄与するものと考えます。
			JICA環境社会配慮ガイドラインとネイチャーポジティブ				源氏田委員	JICAの環境社会配慮ガイドライン改定後、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議で、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までの目標として、ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させる)を実現することが掲げられました。ネイチャーポジティブは、気候変動分野のカーボニュートラルと同様、我が国、そして国際社会が目指す目標ですので、JICAの環境社会配慮ガイドラインの改定の際には、盛り込んでいただければと思います。
							林委員	昨今、生物多様性アクションプランなどに積極的に取り組む事例が増えているが、今一度ミティゲーションヒエラルキーの位置づけを再確認し、回避、最小化などに力点を置くことが重要であろう。

No.	期間	大項目	小項目	GI該当箇所	議論があった助言委員会	論点	助言委員	追加のご意見
9	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	ステークホルダー協議 社会的弱者からの意見聴取	別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の社会的合意			阿部委員	環境面や社会面で影響を受けやすい社会的な弱者である女性が、案件のPAP、または非自発的移転の対象者に含まれる場合、より実質的に案件からの影響を回避・低減するため、以下の点が強く望まれる。案件対象地のジェンダー(ジェンダー構造)により、女性の中には意見を述べにくい人、意思決定プロセスへのアクセスが難しい人、無償のケアワークや自営業の手伝いに従事している人、先住民女性がいることなどを配慮し、また交差性に配慮し、意見聴取は、女性という一つのグループとしてまとめて済ますのではなく、案件の社会的環境を配慮して対象候補者を選定し、意見聴取しやすい調査手法で実施すべきと考え、その場合、調査手法は、一般的に妥当なデザインと実施方法を採用し、対象とした女性の属性(学歴、職業、その他案件において重要と考えられる特性)を匿名性やプライバシーの配慮の上で、報告書に明記すべきと考える。「女性が〇名参加」「女性が雇用機会を望んでいる」という概略的な表現に留まる報告書が見られる。
		環境社会影響評価の方法	社会調査の方法				石田委員	社会的弱者からの声を適切に把握することや、ジェンダー配慮を行うことについては、どのように調査を設計し、現地の状況を的確に反映していくかという点が今後も重要であることに変わりはないと感じています。こうした観点を踏まえると、ベストプラクティスの共有や、調査デザインに関するリストの整備についても、検討の一案となるのではないかと思われます。
10	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	再生可能エネルギー				源氏田委員	世界的にカーボンニュートラルが志向される中、JICAの事業でも再生可能エネルギー事業が増加する可能性があります。現在の環境チェックリストでは、カバーしきれない課題もあります。例えば、メガソーラーについては、斜面の大規模な切土・盛土がなされた場合は土砂災害や洪水などの災害リスク、反射光による影響、使用済みソーラーパネルのリサイクルなどの課題がありますが、これらは現行の環境チェックリストでは対象となっていません。こうした課題も盛り込むよう、環境チェックリストの見直しを提案いたします。
							貝増委員	源氏田委員のコメントに便乗してしまうのですが、私も再生可能エネルギー特に大規模なものは追加が必要かと考えます。ラオスでの大型風力(民間投融資)などこれまで委員会に上がった案件の例もあります。

No.	委員	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	ご意見	選定の分類
1	奥村委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	特記仕様書の記載方法			すでに代替案に係る論点が挙げられていますが、これまでのWGIにおいて、代替案の検討に関して、調査団(コンサルタント)において十分な検討がなされていないと見受けられるケースがありました。特記仕様書の段階で何らかの工夫をすることによって、こうしたことを回避できるのではないのでしょうか。  例えば、特記仕様書そのものないしは参考資料に、過去に助言委員会のWGで指摘があった例などを示すのも一案ではないかと思料します。  この点については、どのような記述や情報提供であるより良い代替案の検討ができるのか、調査団にヒアリングやアンケートを試みるのも一案だと思います。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
2	山岡委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案の最適化方法			事業の最適案は環境社会配慮だけでなく、技術や経済性の視点も加えて総合的に判断される。本委員会の性格上、環境社会配慮の視点での最適案の選定、あるいは、環境社会配慮上、認められない代替案の判断は可能と考えられる。したがって、代替案検討に対する助言の限界は検討すべきと考えられる。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
3	阿部委員		環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件		マダガスカル国アンタナリボ都市圏道路網整備事業(中環状西部区間)SC案	住民移転を伴う案件の代替案検討の項目選定や重みづけに、相手国政府や実施機関の意向が反映されている場合は、特に住民移転の重みづけについての十分な説明が必要ではないか。①報告書の記述のみでは、項目選定や重みづけの妥当性の確認が、定量的にも定性的にも難しい案件がある。②代替案検討においては、実施側の視点からの経済的コストや行政面での非金銭的コストの反映は大きい、移転する住民側の視点からの各種コストの反映は、あまり十分とは言えないことがある。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
4	鈴木(克)委員		環境社会影響評価の方法	スコopingの目的と検討方法(代替案の検討を含む)及びスコoping段階における環境社会配慮助言委員会の役割			スコopingは、JICAガイドラインによれば、検討すべき代替案と重要な、及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することとされています。 代替案の検討は、本来工学的側面、経済的な側面等を含めた総合評価により行われるべきものと考えます。環境社会配慮助言委員会は、環境、社会影響という観点からの助言を行う立場にあり、環境、社会影響という観点から実施を容認できない代替案の特定や、環境、社会影響という観点からの代替案の優劣について助言することが求められていると考えます。従って、環境社会配慮助言委員会は、適切な代替案を決定する立場にはなく、提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言する立場であることをFAQ等で明確にすることが望ましいと考えます。また、事前調査には多額の経費が必要とされる場合があります。そのため、現状では重大な環境社会影響が懸念される項目の特定が中心に行われていますが、より詳細に、事前調査が必要な項目、方法等についても特定し、助言することが望ましいと考えます。特に、大気汚染(や水質汚染)等、調査に多額の経費を必要とする項目については、具体的な測定手法や測定地点の配置、測定期間等についても必要に応じ助言し、その結果をTOR等に反映することが期待されます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
5	二宮委員		環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と方法		マダガスカル国アンタナリボ都市圏道路網整備事業	代替案検討時に評価項目ごとに重み付けがされるが、その考え方や方法は案件ごとの異なっており、議論の対象となるケースが多い。案件の特徴ごとに最適とおもわれる項目や手法を一定程度整理することができれば、より効果的、効率的な調査や助言につながるのではないかと。マダガスカル国アンタナリボ都市圏道路網整備事業では評価手法や重みづけに関して実施機関の事業担当当局のみならず、環境社会配慮及びモニタリング担当当局も含めて検討された実績もあり、このような成果の振り返りや他の案件への応用の可能性は検討の価値があると思われる。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
6	東委員		環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件			代替案の検討は項目を細分化してマトリクス化(縦軸:A案、B案、C案・・・横軸:相手国の意向、緊急度、工期、価格、利益相反、環境負荷、生態系負荷、住民移転・・・等を現状より明確にして、客観的でわかりやすい代替案への端緒とする。例えば、某国の地下鉄駅の場所決定に見られた相手国政府高官の利益相反の点数化や価格の説得力に欠けていたと思料。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
7	林委員		環境社会影響評価の方法	代替案			代替案については、助言委員会でも多くの委員が関心を寄せるテーマである。代替案については、評価項目、評価手法、重み付けなどについて、適切な根拠に基づいた判断が行われることが重要である。偏った評価項目や重みづけなど恣意的な判断と思われる評価好ましくない。できるだけ定量的かつ、明確な根拠に基づく評価が望ましいが、一方で回避困難な他の要因が発生する場合もあり得る。また、これまでにも、各種の事例において、代替案評価の試みが行われており、中には、チャレンジ的な取り組みも行われている。これまでの事例を再整理し、評価項目選定、評価手法、重みづけ手法等に関する議論を深めていくことも有用である。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
8	石田委員		環境社会影響評価の方法	代替案の検討			代替案検討においては、スコoping段階と調査が進んだ段階とは、利用できるデータの量や質が大きく異なることも少なくないと想定されます。そのため、推奨案の選定を含め、各段階で適切な評価項目を柔軟に採用できるようにしておくことが有益であるように思われます。また、環境・社会面の配慮が過度に強調されると、技術的・経済的側面を含む総合的な評価が十分に機能しなくなるおそれがあります。スコoping段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が、調査の効率化やコストの適正化につながる可能性があります。現地データに基づく比較検討が可能となり、これまでの議論もより実質的な形で整理されやすくなるように感じています。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
9	錦澤委員		環境社会影響評価の方法	代替案検討の方法			● 代替案の検討について、「できる限り定量化して評価すること」の必要性が指摘されていて、これ自体に異論はありません。一方、「すべからず定量的評価すべき」という考え方には必ずしも賛同できません。定量的評価すべきものと、そうではないものの仕分けが必要といえます。 ● ファクトとして提示できるものを定量データとして示すことは必要ですが、客観性が担保されない定量データや定量化はかえって評価の妥当性や信頼性を損なうおそれがあります。 ● 具体的には、住民移転の世帯数、林地伐採や土地変更の面積を複数案ごとにデータとして示すことは比較考量する上で有効といえます。一方、生態系や景観などの定量化が難しい項目、あるいは、総合評価の重みづけは定量的な評価にこだわるよりも定性評価を採用することが考えられます。(米国NEPAの代替案検討でも総合評価は定性評価にしていることが一般的と認識しています)	1. 既に検討課題案に含まれている内容
10	重田委員		環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と方法			代替案の検討が先に対象プロジェクトありきの建前になっていないか?各ステークホルダーの立つ位置によって、それぞれの視点、ニーズも違ってくるが、プロジェクトを行う本質的な意義を総合的に検討する。特に本助言委員会では、複数の代替案に対し本来の環境社会配慮の側面から提言を行うべきである。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
11	二宮委員		環境社会配慮の手続き	モニタリング結果の公表率の向上			モニタリングの結果については、JICAによる働きかけや相手国の理解によって多くの案件で公表されてきているものの、未公表のケースが散見されるのも現状である。特に環境配慮については公表されていても社会配慮について未公表のケース、バングラデシュなど特定の国において公表が進んでいない実態があり、公表率向上のため取り組みが求められる。公表が実現できていない理由、考えられる要因、逆に積極的に公表されている国やケースとその要因などをまとめ、環境社会配慮の内容や手続きによってその後のモニタリング結果の公表につながりやすい要素がないか検討することが重要ではないか。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
12	鎌田委員		環境社会影響評価の方法	モニタリングの期間			FAQのP20に「セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、プロジェクトが適切に運営されていることが確認された場合においては、JICAによるモニタリングの確認は一定期間後に簡素化または終了することとしており、効率的に業務を遂行できるよう配慮しています。」とあるが、終了の目安となる条件を示せるとよいと考えます(例えば、結果に大きな変動がない期間が5年以上続き、現地をよく知る専門家が終了可能と判断した場合など)。また、案件のタイプや規模ごとに、平均してどの程度の期間のモニタリングが行われているかの情報が示せると役に立つかと思料します。	1. 既に検討課題案に含まれている内容

No.	委員	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	ご意見	選定の分類
13	衣笠委員		その他	公開情報の信頼性確保：第三者レビュー／保証の適用範囲整理			助言委員会資料の公開やモニタリング結果の要約は社会的な説明責任に直結する一方、情報の信頼性の示し方は案件により差がある。重大影響の根拠データ、主要KPI、是正計画の進捗等について、独立レビュー／第三者保証（検証・限定的保証等）の活用が有効な情報範囲と、適用すべき案件類型（高リスク・高関心事案件等）をリスクベースで整理し、透明性と信頼性を底上げしたい。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
14	石田委員		環境社会影響評価の方法	モニタリング			モニタリング能力の強化、特に生物モニタリングの力を涵養していくことは、地域の生態系保全に直接的に寄与する重要な要素だと考えています。この点に関して、ベストプラクティスなどが共有されると有益ではないかと思われまます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
15	衣笠委員		環境社会影響評価の方法	モニタリングのデータ設計（KPI・所在・アラート）と可視化基盤			モニタリング計画に項目・頻度・方法論を記載しても、データが散在しレビューが形式化しがち。重要KPIの最小セット（環境・社会・安全・苦情等）、データ所在／責任者、更新頻度、逸脱時のアラートと真正プロセス、合意事項トラッキングを「データ設計」として整理し、DB／ダッシュボード等の可視化も含めた運用基盤整備を推奨・例示したい。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
16	錦澤委員		環境社会影響評価の方法	事後モニタリングの充実化、順応的管理の導入検討			● JICA案件において再エネ事業は件数が少なく今後どれだけ増えるかわかりませんが、比較的新しい技術や設備を導入する場合、あるいは気象災害など想定外の事象が起きる昨今の状況を踏まえると、予測の不確実性が高い中で予測・評価が求められる案件が増えていくことが予想されます。このような状況に対応するにあたっては、これまでの未然防止の考え方だけでなく、事後段階の役割がますます重要になるといえます。 ● この観点から、事後モニタリングをさらに充実化していくことが望まれます。また、保全措置の効果や予測・評価の不確実性が高い場合、順応的な管理の考え方が注目されています。これらの知見について収集し、仕組みとして導入していくことを検討することが望まれます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
17	山岡委員	短期的（運用見直し）	環境社会影響評価の方法	ベースラインの設定とモニタリング			ベースラインの設定で、事業開始前に当該国の基準を超えている環境項目が確認される場合がある。この場合のベースラインの設定は現状でよいのか、あるいは、当該事業者や政府に別途、調査や対策を要請すべきかなど判断が難しい。 当該国の環境基準が国際基準に比べて甘い場合に、それを管理基準値として認めるかどうか明確ではない。例えば、インドのPM2.5やPM10の基準はWHOなどの国際基準に比べてかなり甘い。また、上記のような状況下で計画時に目標値を許容したら、モニタリングではそれを管理基準値として認めることでよいのか。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
18	阿部委員		環境社会影響評価の方法	環境モニタリングで採用する環境基準とIFCの基準やその他の国際的環境基準の「参照」	II 2.6の3		案件対象国（地域）の環境基準が、IFCの基準やその他の国際的に認知された基準や先進国の基準よりも緩く、案件が道路建設等で、供与後に環境を汚染する可能性があるが、工事前に建設場所を中心に汚染レベルがすでに上記の基準を超えている場合がある。このような場合に、案件の環境モニタリング計画において上記のIFC等の基準は、どのように「参照」（JICA環境社会配慮ガイドラインII 2.6の3）されているのかどうか、また、参照されていない背景や理由が、環境モニタリング計画に記述されるべきではないか、特に、国（地域）の基準が国際基準より緩い対象国（地域）で、大気汚染やそれによる健康被害が深刻という報告（例：国連機関による子どもや成人の呼吸器系疾患の件数や割合）や、新聞報道等による社会的な認識がある場合は、上記の「参照」が強く望まれ、参照の状況や、その背景と理由が報告書に記述されるべきである。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
19	鈴木(克)委員		環境社会影響評価の方法	事前調査項目の評価方法			JICAガイドラインでは、スクリーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分けていることから、混乱を避けるため、事前調査時のモニタリングについては、モニタリングという表現を避け、事前調査という用語を用いることとします。 JICAガイドラインでは、環境社会配慮を「人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮すること」と定義しています。人間の健康への影響は最も重要な配慮項目と言えます。汚染項目のうち、大気汚染については、人の健康という観点からWHOガイドラインが定められており、世界共通の基準になっています。人の健康への配慮という観点からは、相手国の環境の基準が緩い場合であっても、大気汚染についてはWHOガイドラインを遵守するよう働きかける必要があると考えます。その旨を、何らかの形で明確にすることを提案します。 また、最近のWHOの考え方では、騒音についても人の健康への影響という観点からの検討が進められています。今後の検討を踏まえつつ、騒音の基準についてもWHOガイドラインの遵守を働きかけることも必要になるのではないかと考えます。 道路における騒音の評価については、測定する地点の選定を含め、一般環境騒音の評価とは異なる評価方法であることが世界的な標準です。相手国に道路騒音・振動に関する基準がない場合であっても、世界的な標準の考え方に従った対応を求めることが必要と考えます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
20	林委員		用語の解釈と適用	不可分一体事業、累積的影響			不可分一体事業や累積的影響については、どこまで影響の範囲と考えるかによって、全体としての影響が大きく異なるため、重要な課題である。一方、案件毎の経緯、他のドナーとの関係など複雑な要因が含まれており、一概に明確な基準を設けることは難しい場合もあるが、累積的影響への配慮は重要な点であり、累積的影響が疑われる場合の基準の考え方について議論を深めていく必要がある。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
21	鎌田委員		環境社会影響評価の方法	モニタリングの範囲			すでに含まれているかもしれませんが、モニタリングの範囲にFAQ 22ページの「派生的・二次的な影響」を受け取る範囲を含める必要があると思います。 また、「派生的・二次的な影響」として、生態系の連続性に起因する影響も重要であり、例えば、上流部でのダム等のインフラ建設の場合は、下流部の生物多様性への影響が常に指摘されますので、モニタリングの範囲を広めに設定する必要があると考えます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
22	錦澤委員		用語の解釈と適用	累積的影響の考え方			● アセス手続では、「○事業特性」と「○地域特性」からアセス対象選定（スクリーニング）、調査・予測・評価の方法を検討（スコーピング）しますが、「○影響特性」の観点は未だ知見が十分ではなく、制度化も十分とはいえません。この点は日本だけでなく国際的なアセスの議論においても発展途上にあるといえます。 ● 特に累積的影響については、調査・予測・評価の方法論が確立していません。これまでのJICA案件でも、通常のアセスの予測・評価と同じやり方（ベースラインと事業による寄与分を考慮したインパクト評価）をもって累積的影響を評価したとみならずケースがありました。このため、定義を含めて方法論を整理しておくことが求められます。 ● また、不可逆的影響、長期的影響、ポジティブな影響の扱いについても中長期的にアセスにおいて考慮していく方向を視野に入れた上で、知見を収集することが望まれます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
23	源氏田	短期的（運用見直し）	用語の解釈と適用	生物多様性オフセットを容認する場合の条件の明確化	20260220.ヨルダン・ハシエミット国アカバアンマン海水淡水化送水事業環境レビュー		国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード6（生物多様性の保全と生物資源の持続可能な管理）では、重要な生息地（critical habitat）で事業を実施する際には、ネットゲインが要求され、ミティゲーションヒエラルキーを厳格に適用した上で、生物多様性オフセットを実施することが認められています。IFC等との協調融資では、生物多様性オフセットを実施するプロジェクトもあることから（2026年2月20日WGヨルダン・ハシエミット国アカバアンマン海水淡水化送水事業等）、JICAとしても、ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（BBOP: Business and Biodiversity Offset Programme）の生物多様性オフセットに関するBBOPスタンダード（ <a href="https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/BBOP_Standard_on_Biodiversity_Offsets_1_Feb_2013.pdf">https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/BBOP_Standard_on_Biodiversity_Offsets_1_Feb_2013.pdf</a> ）などを参考に、生物多様性オフセットを認める際の条件を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。特に、影響の回避・低減の軽視につながるようなミティゲーションヒエラルキーの順守、ステークホルダーの参加、モニタリングと長期の成果の確保等は重要な要件になるのではないかと思います。	1. 既に検討課題案に含まれている内容

No.	委員	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	ご意見	選定の分類
24	二宮委員		環境社会影響評価の方法	「重要な自然生息地」、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における開発行為の是非の検討			相手国によって保護されるべきと指定されている地域でも、開発行為が可能な場合があるなど、保護の度合いには国や案件ごとに違いがあるのが現状である。保護の指定がされていて、かつ開発が認められているケースの場合でも、対象によっては開発行為には慎重であるべきとの判断が必要な場合もある。このような場合の判断基準や必要な情報の不足によって適切な判断(助言)に至らない状況を避けるために、必要な情報の収集、分かりやすい情報提示の方法などを検討することが重要である。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
25	二宮委員		環境社会配慮の手続き	FAQ P31の内容について 「プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか? 回答 (1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。			左記文段で「実施可能な代替案が存在しないこと」との記載があるが、インフラ整備においては、時間とコストをかければ代替案がないということはないと思われる。「コストや時間等の条件を鑑みた合理的な範囲で代替案が存在しないこと」等の条件をつけた方が実情にあうのではないか。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
26	林委員		用語の解釈と適用	保護区内で実施される事業			保護区内で実施される事業の取り扱いについては、助言委員会の中でも多くの委員が高い関心を寄せる重要な問題である。個々の事業の例外条件の適用基準の適切性、バッファゾーンやユースゾーンなどの国ごとの保護区の保全レベルの違いなどがあり、議論を複雑にしているが、今後も大きな問題の一つと位置付けられると考えられる。このため、過去の事例を整理しつつ、これらに対する考え方にについて、この段階で議論を深めておくことが重要であろう。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
27	石田委員		用語の解釈と適用	生息地、生息域に関連して			絶滅危惧種や希少種については、これまでも環境社会配慮の検討において丁寧に扱われてきましたが、一方で固有種への配慮についても、より十分に検討される場面が必要になるように感じています。固有種は地域レベルで重要な種であることに加え、脆弱性を伴う場合も多いことから、ケースによっては絶滅危惧種や希少種と同様の観点から検討を行うことが望ましい場面もあるのではないかと考えています。こうした視点については、チェックリストへの反映も一つの方法として考えられるように思います。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
28	鎌田委員		用語の解釈と適用	重要な生息地			全体会合やWGIにおいて、「重要な生息地に該当しない」という文書の記述に委員が疑問を呈する機会がたびたび見受けられるように、重要な生息地の考え方が曖昧かと思えます。  FAQ 29ページ「(1) IUCNのレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されているCR、EN、VUIに該当する種にとって重要な生息地」に関連し、以前WG(バングラデシュ国チョットグラムコックスパザール幹線道路整備事業(フェーズ2))の事前質問への回答で「実際には農業や住居開発が行われているため、アジアゾウの主要な繁殖地や主要な餌場がバッファゾーンに限定されないと想定し、重要な生息地には当たらないと現時点では判断しております。」と回答がありましたが、広域分布の種の場合は、「その場所に限定されない」という判断の場合は、すべてがあてはまってくると思えます。特に、CRやENの場合は、常時生息が確認されている場合は、「重要な生息地」とみなすなど、もう少し厳しめの判断があってもよいかと思えます	1. 既に検討課題案に含まれている内容
29	鎌田委員		用語の解釈と適用	重要な生息地			データ不足などでIUCNのRLで絶滅リスクの判定ができない生物種も多いことから、容易に入手できる場合は、国別のRLや法令等で定められている希少種・保護対象種等も重要な生息地の判断材料として活用できるとよいと考えます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
30	鈴木(克)委員		環境社会影響評価の方法	災害対策の明記			近年、地震や地球温暖化に起因する洪水や土砂崩れ等の災害が頻発しています。しかし、JICAガイドライン別紙6の「チェックリストにおける分類チェック項目」には災害対策は明示的には含まれていません。中長期的にはガイドライン別紙6の改訂を行うとともに、短期的にはFAQ等により、災害対策に関する評価を項目として追加することが望ましいと考えます。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容
31	石田委員		用語の解釈と適用	気候変動による影響			気候変動の影響が珍しいものではなくってきた現在、すべての案件に当てはまるわけではないものの、操業中の事故・安全対策や、供用後のインフラに対する自然災害・気候変動の影響を見据えた検討を、必要に応じて明示的に行っていくことが望ましいように思われます。こうした視点をチェックリストに適切に取り入れておくことで、プロジェクトの安全性や持続性の確保に寄与する可能性があると感じています。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容
32	林委員		環境社会影響評価の方法	ミティゲーション			昨今、生物多様性アクションプランなどに積極的に取り組む事例が増えているが、今一度ミティゲーションヒエラルキーの位置づけを再確認し、回避、最小化などに力点を置くことが重要であろう。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容
33	石田委員		環境社会影響評価の方法	生物多様性、生態系保全			近年、NbS(Nature-based Solutions)、30×30、BBNJ協定(国家管轄権を超える海域における生物多様性保全)など、生態系・生物多様性に関する多様な国際スキームが急速に創出されています。生態系および生物多様性の重要性が広く認識されるようになったことで、今後も政府間の取り決めや国際的枠組みが継続的に生み出され、関係するステークホルダーもさらに拡大していくことが想定されます。そのため、プロジェクト形成(プランニング)段階において、必要に応じてこうした国際的な動向を踏まえた検討が行えるよう、環境社会配慮の実務としても一定の備えを進めておくことが有益ではないかと考えます。新たなスキームの趣旨や方向性を把握し、プロジェクト初期(プロジェクトプランニング段階を含む)の論点整理に適切に反映できる体制を整えておくことが、今後の運用改善に寄与するものと考えます。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容
34	源氏田	中長期的(2032年改正に向けた議論)	その他	JICA環境社会配慮ガイドラインとネイチャーポジティブ			JICAの環境社会配慮ガイドライン改定後、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議で、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までの目標として、ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させる)を実現することが掲げられました。ネイチャーポジティブは、気候変動分野のカーボンニュートラルと同様、我が国、そして国際社会が目指す目標ですので、JICAの環境社会配慮ガイドラインの改定の際には、盛り込んでいただければと思います。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容
35	阿部委員		環境社会影響評価の方法	社会的弱者からの意見聴取	別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の社会的合意		環境面や社会面で影響を受けやすい社会的な弱者である女性が、案件のPAP、または非自発的移転の対象者に含まれる場合、より実質的に案件からの影響を回避・低減するため、以下の点が強く望まれる。案件対象地のジェンダー(ジェンダー構造)により、女性の中には意見を述べにくい人、意思決定プロセスへのアクセスが難しい人、無償のケアワークや自営業の手伝いに従事している人、先住民女性がいることなどを配慮し、また交差性に配慮し、意見聴取は、女性という1つのグループとしてまとめて済ますのではなく、案件の社会的環境を配慮して対象候補者を選定し、意見聴取しやすい調査手法で実施すべきと考える。その場合、調査手法は、一般的に妥当なデザインと実施方法を採用し、対象とした女性の属性(学歴、職業、その他案件において重要と考えられる特性)を匿名性やプライバシーの配慮の上で、報告書に明記すべきと考える。「女性が〇名参加」「女性が雇用機会を望んでいる」という概略的な表現に留まる報告書が見られる。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容
36	石田委員		環境社会影響評価の方法	社会調査の方法			社会的弱者からの声を適切に把握することや、ジェンダー配慮を行うことについては、どのように調査を設計し、現地の状況を的確に反映していくかという点が今後も重要であることに変わりはないと感じています。こうした視点を踏まえると、ベストプラクティスの共有や、調査デザインに関するリストの整備についても、検討の一案となるのではないかと考えられます。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容
37	源氏田委員		環境社会影響評価の方法	再生可能エネルギー事業に関する環境チェックリストの見直し			世界的にカーボンニュートラルが志向される中、JICAの事業でも再生可能エネルギー事業が増加する可能性があります。現在の環境チェックリストでは、カバーしきれていない課題もあります。例えば、メガソーラーについては、斜面の大規模な切土・盛土がなされた場合は土砂災害や洪水などの災害リスク、反射光による影響、使用済みソーラーパネルのリサイクルなどの課題がありますが、これらは現行の環境チェックリストでは対象となっておりません。こうした課題も盛り込むよう、環境チェックリストの見直しを提案いたします。	2. 環境社会配慮/運用見直しに関係する内容

No.	委員	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	ご意見	選定の分類
38	貝増委員		環境社会配慮の手続き	再生可能エネルギー			源氏田委員のコメントに便乗してしまうのですが、私も再生可能エネルギー特に大規模なものは追加が必要かと考えます。ラオスでの大型風力(民間投融資)などこれまで委員会に上がった案件の例もあります。	2. 環境社会配慮/運用見直しに 関係する内容
39	山岡委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	事業の調査フェーズやカテゴリ(A、B)と、SEA・IEE・EIAのスコープとの関係		バングラデシュ国MIDI 総合開発計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)SC案	事業の調査フェーズやカテゴリ(A、B)と、SEA・IEE・EIAの各スコープには関係があり、その中で助言が求められている。 例えば、「マスタープランの策定支援であることから、机上調査に加えて個別事業のフィージビリティ調査で行われるような詳細な調査を広範な地域に渡って行う事は困難であるものの……」、バングラデシュ国MIDI 総合開発計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)スコーピング案ワーキンググループの論点(第167回全体会合、2025年4月11日)では、助言する側がどこまで認識して助言すべきかが明確ではなかった。議論の効率化のために、考慮すべき課題と考えられる。効率化は限られた時間内に重要な点を議論するために必要と考えられる。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
40	鈴木(克)委員		環境社会配慮の手続き	日本の国内における環境影響評価制度とのすり合わせ			JICAの環境社会影響評価制度は、多国籍援助機関における環境社会影響の評価制度と実践に基づき形成されているため、日本の国内での実践を基に構築された環境影響評価制度とは異なる面があり、一長一短であると考えられます。中長期的には、国内制度とのすり合わせを行い、国内制度のほうが優れていて、かつ、国際的にも実施可能な方策を取り込むことを検討することが望ましいと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
41	石田委員		その他	チェックリスト			例えば水産業では、近年、人間活動による影響(IUU漁業、マイクロプラスチック、化学物質など社会生態学的な視点)がより強調されるようになっています。海洋環境の変化による水産資源への影響は従来から議論されてきましたが、現在では ENSO や海洋温暖化などの気候変動(あるいは環境変動)が漁業に与える影響も顕在化してきています。こうした状況を踏まえると、詳細な分析を求めるということではありませんが、産業別あるいは産業セクター別のチェックリストの中に、それぞれの分野で重要となる要因が変化しているか、あるいは追加の必要が生じていないかを確認し、必要に応じて適切に反映していくことも、検討の一案となるのではないかと感じています。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
42	錦澤委員		環境社会配慮の手続き 用語の解釈と適用	事業計画変更(「重大な変更」)の扱いについて		オルカリアV地熱発電開発事業	● 今期の対象案件において、「重大な変更」がされた事業が少なからずありましたが、この場合の扱いが必ずしも明確ではありません。また、そもそも何をもって「重大な変更」とみなしているのかもはっきりしません。 ● 「重大な変更」の扱いについて、アセスでは事業内容に基づいて予測・評価するので、事業計画を大幅に変更すると、予測・評価結果の妥当性が担保されなくなります。このため、「重大な変更」がなされた場合、手続きの再実施も含めて運用方針を明確化すべきです。具体的には、予測・評価結果が変わらない「軽微変更」であるか「重大な変更」であるか、一定の基準を定めておくことが考えられます。 ● 例えば、日本のアセス法制度では、火力発電所の軽微変更要件として、「発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。」「変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。」が定められています。これらを超える事業計画の変更がなされた場合、手続きの再実施を含む対応が求められます。これに準じた基準を設けておかないと、「重大な変更」が安易になされるのが危惧されます。 ● これに関連するJICA案件として、「オルカリアV地熱発電開発事業」が挙げられます。この事業は「重大な変更」として扱われましたが、約80MWの設備容量の発電施設の建設であること、当初計画に基づいて建設されたオルカリアV発電施設が稼働後5年以上経過していること、当該施設から約5km離れていること、などを踏まえると、事業計画の変更として扱うことは無理があるといえます。 ● 事業者としてはアセス手続を早期に完了したいとの意向があることから、事前に要件を定めておかないと「軽微変更」と同等の扱いとして処理されることになり、十分な環境社会配慮がなされないおそれがあります。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
43	石田委員		その他	事業効果の持続性		モロッコガルフ地域灌漑開発事業	インフラ施設の利用保全と維持の検討は、持続的な利用に直結する課題だと考えられます。例えば、モロッコガルフ地域灌漑開発事業では、水利組合にPPP事業体を接合させる形が取られていました。このような持続性を意識した手段や対策というグッドプラクティスとして共有するものではないかと感じています。こうした視点を、必要に応じてチェックリストに追加することも検討の一案となるのではないのでしょうか。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
44	小椋委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	評価スコープの特定 (インフラ開発援助X関連する他の政策)			同様に、鉄道セクター(BRT含む。)を例にしますと、鉄道等の公共交通機関の整備と同時に、TODに導く他の政策(例:沿線の住宅政策~沿線の土地開発における容積率緩和と緩和分をアフォーダブル・ハウジングの整備に充てるといった政策)、自動車交通から公共交通機関に転換を促す税制(自動車交通への混雑税の導入~混雑税を鉄道の運営補助の財源とする、など。)との相乗効果(累積的影響)の検証も必要ではないでしょうか。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
45	貝増委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	生計回復			生計回復について道路案件では過去に道の駅についての助言が何度か上がっていました。実施する側から考えると道の駅のような施設はコンポーネントになりうるのではないかと考えます。また、供用後は維持管理などの費用が必要になり、サステナブルな運用ができるのかが容易ではないと考えられます。とはいえ、重要なことだと考えます。加えて、少し見当違いなところもあるかもしれないけれど、生計回復プログラムが作られ、実施されますが、実施の状況などはモニタリングされていると思いますが、モニタリングの状況を知る機会があまりないように感じます。できればグッドプラクティスなどがわかると良いと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
46	鈴木(克)委員		その他	環境社会配慮の実施主体とJICAによる支援			環境社会配慮の実施主体は、プロジェクトの実施主体ですが、現状では協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款等を活用した支援が行われています。相手国における対応能力が向上しつつあることを踏まえ、それらの事前調査段階での調査活動に関する支援を減らし、相手国政府やプロジェクト実施機関における人材育成研修、能力向上に対する支援に振り向けることを検討すると良いのではないかと思います。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
47	重田委員		環境社会影響評価の方法	気候変動による環境社会配慮のデータの取り扱い		シッキム州山岳道路連結性改善事業SC案	GOLF(氷河湖決壊洪水)や地すべりなど気候変動による自然災害が増加する中で、対象プロジェクトの環境社会配慮のデータとしてスコーピングマトリックスとベースラインの調査項目・調査手法を加える。スコーピングマトリックスに「自然災害(GLOF・地すべり等)」「気候変動(脆弱性)」を加え、事業が災害を悪化させる「負の影響」と事業が災害に影響し環境社会問題につながらないかという「脆弱性」からの視点を項目に加える。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
48	重田委員		環境社会配慮の手続き 環境社会影響評価の方法	レアアースなど新しい鉱物資源の環境配慮の影響とデータの取扱い			現在レアアースなどの鉱物資源開発が世界や日本で進められているが、レアアース鉱石には微量の放射能物質(トリウム)などが含まれており、精練過程で濃縮された「放射性廃棄物」が発生する。特に「放射性物質」や「海底生態系」は、対象プロジェクトの既存のスクリーニング項目に加えて注視する他、代替案の比較検討、住民協議、モニタリング計画の作成が必要になる。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
49	重田委員		環境社会配慮の手続き	先住民への特別な配慮・情報開示・協議・広報の確保		シッキム州山岳道路連結性改善事業SC案	対象プロジェクトを行う地域には、複数の先住民が混在している地域もあり、彼らの民族固有の言語、文化、意思決定を有している場合がある。「住民の意味ある参加」のために、先住民に関しては、彼らの伝統文化を尊重する特別な配慮・情報公開・協議・広報が求められる。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
50	東委員		環境社会配慮の手続き	用語の解釈と適用			現下の「国際法無視」と「武力による現状変更」の状況を鑑み、国境線近くや潜在的係争地周辺での案件には過去の紛争の経緯、及び国境線の決定過程の調査と周辺地域での民族・部族・言語・宗教分布図に関するより詳細な事前調査を行う。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
51	東委員		環境社会配慮の手続き	プロジェクト向き融資での住民移転ポリシーフレームワークの適用			住民移転に関するドナー側基準と相手国政府との乖離が常に問題となるが、現場での経験から声の大きい人達の要求が通る「言うたもん勝ち」となる傾向も散見され、本当に援助が必要とされる住民には届かない事もある。現地コンサルタントに委託するとプロジェクト実施がとまずと優先され、住民ヒアリングにバイアスがかかるケースも散見され、研究者特に現地大学の教員へのヒアリング調査委託等を試みては如何。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容

No.	委員	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	ご意見	選定の分類
52	東委員		用語の解釈と適用	必要とされる要件を整理する事項			現地のサブコンへのより広範な業務委託。現地状況は現地のコンサルタントが一番よく知っている。インドネシアでは現政権の学校給食無償化による財政逼迫からインフラ借款事業の中止。カンボジアでの中国案件が進行中の案件(扶南テッチョ運河)とフンベン市洪水SC案が可分一体となり結局、実施できなくなったケースを見ると現地事務所の情報収集力サポートが必要。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
53	林委員		環境社会配慮の手続き	住民移転や生計回復			住民移転や生計回復関係については、これまでも助言文書確定時に論点として多数取り上げられている。これについても、どの国やどの場所で行われるのか、複数の事業が時差をもって実施される場合、複数のドナーが関与する場合などにより多様な状況である。各種条件などが一定程度整理できると今後の判断への有用性が高いと思われる。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
54	林委員		環境社会影響評価の方法	影響評価項目			事業ごとに違いがあることは認識しつつ、事業内での各種影響評価項目の考え方(スコーピングマトリク調査、TOR、影響評価結果、緩和策、モニタリング計画など)はある程度一致していることが望ましい。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
55	衣笠委員		環境社会配慮の手続き	重大インシデントのトリガー定義と初動・公表プロトコル統一			重大事故・死傷・重大汚染・住民衝突・深刻な人権事案等について、何を「重大」とみなすか、一次報告の期限/宛先、暫定原因・影響範囲・初動対応、再発防止/是正計画の提出、GRM(苦情処理)との接続、ステークホルダーへの説明・公表方針が案件ごとにばらつく。トリガーと初動プロトコルをFAQ等で統一し、早期把握と拡大防止を図りたい。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
56	重田委員		環境社会配慮の手続き	民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否			民間連携事業・海外投融資案件に関して、民間企業や当該国や日本政府以外の国が対象プロジェクトに係る可能性がある。その場合、それぞれのドナーの立場のガイドラインとのギャップを慎重に比較検討する必要がある。当該国のEIAとJICAGLの場合にもギャップがあることが多いが、ガイドライン基準が甘い国や企業が本プロジェクトに参入してきた場合JICAGLとのギャップや整合性をどのように補正して正しい方向に導いていくのかを確認する。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
57	鈴木(克)委員		環境社会配慮の手続き	事業実施後の事後評価制度の創設			JICAの環境社会影響の評価は、相手国の事情を踏まえ、その時点で得られる最善の知見を踏まえて行われますが、その時点で得られる知見は、必ずしも十分な情報でない場合があります。そのため、環境社会影響の評価には不確実性が伴う場合があり、確実な将来の予測評価が行われているとは限りません。そのような不確実性を減らし、環境社会影響に関する配慮を改善することを目的として、環境社会影響に関する選択的な事後評価制度の導入を検討する必要があると考えます。例えば、道路プロジェクトでは、計画交通量に達するのは10~20年後になる場合が多く、供用開始後数年間では十分な環境影響の事後評価ができません。すべてのプロジェクトに対してそのような事後評価を導入する必要はありませんが、影響評価時点で大きな不確実性を有するプロジェクト等に対して、選択的に事後評価を行うような制度の創設を検討する必要があると考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
58	谷本委員	中長期的(2032年改正に向けた議論)	用語の解釈と適用	JICAとしての考え方の形成			1. アメリカの政策 1)ガイドラインの見直しには、直接的には関係が無いと思われるが、USAIDが解体・廃止された。USAIDから供与された額の膨大さ(年間1兆5千億円相当? 他方、日本は、10分の1程か!)とともに対象国(中米やアフリカ諸国)や援助円対象分野(医療や保健分野など)を勘案すれば、USAID解体・廃止によるインパクトは相当に大きく、USAIDを代替できるような援助機関は存在しない。当然ながら、JICAのオペレーションには大きな影響が出てくるものといえる。 2)気候変動対策への逆行の例として、石炭火力発電所の再開や原子力発電所の増設がアビールされているが、これは地球温暖化対策や気候変動対策への取り組みを進める主要国の動きに完全に逆行している。このような動きが継続すれば、地球温暖化は一気に進んでいき、過去の取り組みの成果は短期的に消滅するのではないか。地球温暖化対策や気候変動対策は、JICAにとっても最重要事項の一つであり、このようなアメリカ政府の動向に注視を払っていくことが不可欠である。 3)これもガイドラインの見直しには、直接的には関係が無いが、中南米などからの移民を追放する政策が進められている。これらの移民の人々は、実質的に、アメリカ国内の主要産業である製造業やスーパーマーケット等の商業などを支えている。このような政策が強化されていけば、アメリカの経済は大減速するのみならず、中南米諸国の経済にも大打撃を与え、さらに日本を含むアジアやヨーロッパやアフリカ諸国にも負の影響を与えるのは明らかである。JICAによる中南米諸国への最近の支援は必ずしも大きくはないと推測されるが、過去にメキシコ、ブラジル、チリやペルーなどへの実績もあり、移住事業団以来の関係も深いことから、JICAとしては留意する必要がある。 4)ガイドラインの見直しからはかけ離れるが、ベネズエラへの侵攻とマドゥラ大統領のアメリカへの移住、さらにイスラエルと共に行っているイランへの大規模な攻撃、また、グリーンランドに触手を伸ばしていることは、世界の安全秩序の崩壊を引き起こすことになりかねない。このような行動は、今まで、大多数の援助機関が、アジア、中南米、アフリカなどで堂々と行ってきた援助の成果を根底から覆すことと。当然ながら、こういう事態が進んでいけば、JICAのオペレーションも大きな影響を受けることは必須で、JICAとしての方向性を再検討する必要性が出てくるのではない。 2. 中国の動向(これもガイドラインの見直しには、直接的には関係が無い) 一帯一路政策に基づき、中国政府の肝いりで設立された多国籍援助機関、すなわち南南協力基金、アジアインフラ投資銀行、上海協力機構などが、中南米、アジア、太平洋の島国やアフリカ諸国で、道路や鉄道などのインフラ整備のために膨大な援助を行っている。実態は、援助と言いつつも中国企業の活動の場づくりの側面がとまっているのは否めない。さらに、このような援助を受けた国々の中には、債務の返済に窮する国(例えば、スリランカなど)も出てきているのも事実であり、国際協力の秩序を乱す行為と言われても仕方ない状況といえよう。この状況は、必ずやJICAのオペレーションにも影響を与えるのではないかとと思われる。 3. インドネシア、タイ、フィリピンなど東南アジア諸国では、経済成長が一段落してきており、昨今は、若者などの反政府運動に示されるように、政治的な不安性も出てきている。これらの国々は、従来から、日本の援助の中心的な受取国であり、形成されたインフラは、経済発展に大きく寄与してきたのは事実である。しかし、まだまだインフラへのニーズが高いにもかかわらず、最近ほとんど支援が行われておらず、ベトナムのみが援助対象となっているように見受けられる。JICAとして、今後、東南アジア諸国に対してどのような方向性を示すのかは一つの課題と言える。 4. これもガイドラインの見直しには直接的には関係が無いが、軍主体のミャンマーの動向が、周辺国のみならずアジア全体に負の影響を与えている実態に対して、(これは日本政府の課題ではあろうか)JICAとしても、ミャンマーへは、長期間にわたる援助の実績があり、しかも援助の実施中の開発事業も存在することから、今後、どのような対応を行うのかを明確にすることが必要であろう。 5. インフラの維持管理の重要性は、JICAのみならず全ての援助機関にとって、同様に、被援助国にとっても十分に認識されている課題といえる。しかし、この維持管理に係わる最大の問題点は、予算の確保につきる。しかし、被援助国で蔓延しているのは、【開発は援助機関がやってくれ、完成後の維持管理はどうでもよい】という病気ではないか。日本においても、高度経済成長期に作られた道路や橋などのインフラの維持管理予算の確保が、多くの地方自治体で困難になってきている。最近のメディアの情報では、東日本大震災で作られた堤防や橋梁、公民館などの維持管理の予算が確保できない自治体が幾つかあり、ある自治体の発表によれば、年間の維持管理費が収入の5倍以上になり、数年前に新設された文化会館を閉鎖するとのことであった。インフラの維持管理費用は、そのライフスパンを考えれば、建設費用の数倍にも達することにもなる。JICAが、今後も維持管理の重要性を最前面に出して援助を続けていくことを願っている。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
59	東委員		その他	その他			調査団やコンサルタント会社の聞き取り調査はJICAから直接行うとバイアスがかかる可能性もあり、大学等への委託としては如何か。現在Google FormsやLINEでも調査は容易であり一考の余地あり。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容

No.	委員	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった助言委員会	ご意見	選定の分類
60	衣笠委員		環境社会配慮の手続き	ESAP(是正計画)を契約・CP・報告義務に落とす運用標準化			ギャップが判明した際、是正計画(ESAP)を作成するだけでは実行が担保されず、対応が先送りになりやすい。合意事項を「誰が・何をいつまでに」実施する義務として明確化し、実行条件(CP)・期限・定期報告・未達時の是正要求/追加措置・エスカレーションを一体で整理する運用標準が必要。形式対応を防ぎ、実施確度と説明責任を高める。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
61	衣笠委員		用語の解釈と適用	独立専門家(IESC等)の独立性と関与範囲(監査/支援)の線引き			独立専門家(IESC等)は監査のレビューと、相手方の能力強化支援の双方が求められる一方、関与が過度になると独立性や責任所在(誰の成果物か)が曖昧になり、信頼関係を損ねる恐れがある。好事例の提示・根拠説明・選択肢整理は許容するが、成果物の作成代行や「指示(instruct)」は不可など、許容/禁止の線引きと説明方法を運用で明確化したい。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
62	錦澤委員		その他	情報公開の仕方と活用			● モニタリング結果をJICAホームページにより公開していることは、国内外を含めて他にほとんど例がないものと認識しており、先進的な取り組みといえます。ただ、当該ページがどこにあるかが必ずしもわかり易く示されておらず、アクセシビリティの点でやや課題があるといえます。 ● 今後、事後モニタリングの重要性が高くなることを鑑みて、当該サイトへのアクセシビリティを高めることで、情報の共有化や利活用を進めることが期待されます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
63	奥村委員	短期的(運用見直し)	環境社会影響評価の方法	ローカルコンサルタントの活用上の課題			調査団にヒアリングやアンケートをして、実際にローカルコンサルタントを活用して環境社会配慮に係る調査を行う際にどのような運用上の課題が生じるのか確認して、その課題に対してどのような対応ができるのかを考えても良いのかと思います。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
64	小椋委員		環境社会影響評価の方法	環境チェックリスト(前出)の評価項目の見直し			例えば、上述した特記仕様書における記載方法の改善や参考資料としての情報提供などの対応も考えられるかと思えます。 同じ鉄道セクター(メトロ事業等)を例にすると、本来、自動車交通から公共交通機関への転換(TOD: Transit Oriented Development)を促し、渋滞緩和という政策目標をもって開発援助を行う同セクターにあって、開発効果の検証(モニタリング)は、中長期的な視野をもって、KPIをアウトカム指標(指標の例: 渋滞発生頻度、CO2排出量の削減程度、雇用水準(公共交通機関によるアクセス向上に伴う就労機会の向上)など)として測定すべきではないでしょうか。 参考文献:「開発インパクトの測り方コラムシリーズ(JICA緒方貞子平和開発研究所)」 <a href="https://www.jica.go.jp/jica_ri/news/interview/2025/1578226_66472.html">https://www.jica.go.jp/jica_ri/news/interview/2025/1578226_66472.html</a>	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
65	東委員		環境社会配慮の手続き	民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否			GHG排出量とカーボンクレジットとの互換性の検討。インフラ工事に伴う伐採本数や喪失面積、他プロジェクトでの植樹本数と植林面積、樹種の総和がGHG排出量とカーボンクレジットと相殺されるケースの妥当性。GHS排出量の推計はカーボンクレジットの数式と同じにすれば相殺しやすくするのは。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
66	小椋委員		環境社会配慮の手続き 用語の解釈と適用	環境チェックリストの適切な運用			環境チェックリスト <a href="https://www.jica.go.jp/Resource/environment/guideline/ref/pdf/check_list.pdf">https://www.jica.go.jp/Resource/environment/guideline/ref/pdf/check_list.pdf</a> が、必ずしも適切に運用されているとは言い難い。 例えば、鉄道セクター(メトロ事業等)の場合、交通アクセスの利便性向上により、沿線の地価や家賃が上昇し、開発前に居住していた住民、特に社会的弱者が家賃高騰により住めなくなり、社会的弱者≒交通弱者が沿線から離れた場所に暮らさざるを得なくなる開発利益の負の影響側面といった生活・生計への影響のチェックやモニタリングがなされているとは言い難いです。 この機に、環境チェックリストを案件ごとに見直すといった柔軟な対応も環境社会配慮GLの運用見直しのスコープに入れることを提案します。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
67	奥村委員	短期的(運用見直し)	その他	ベストプラクティスの共有			他の参考になるような良い事例については、ベストプラクティスとして選定し、WEB等にて公開しても良いのではないかと思います。良いものは良いと評価することで、環境社会配慮に携わるコンサルタントのモチベーションも上がるのではないかと思います。 (例) 代替案の検討などに関して、理想的な形で代替案比較などを行っている事例 ローカルコンサルタントを上手く管理していた事例 環境チェックリストを適切に適用していた事例	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
68	鈴木(克)委員		環境社会影響評価の方法	モニタリングの期間			モニタリングの実施期間については、FAQにおいて、プロジェクト毎の性格、想定される環境、社会影響の重大さ、不確実性等を考慮し個別に設定することが適当とされています。 共用開始後に影響が顕在化するまでに時間がかかるプロジェクトがあります。また、かつてRAPで計画された事業に関し、例えば移転先の住宅は整備されたが、事業実施主体が異なるために水道や電気の供給がなされなかったケースもありました。FAQで個別ケースに関する留意点等を記載することには限界があるため、モニタリングに関する <b>グッドプラクティス事例集</b> を作成し、関係者間で共有することが望ましいのではないかと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
69	鈴木(克)委員		用語の解釈と適用	ミティゲーションヒエラルキーの解釈と適用			2022年のJICAガイドラインの改定の検討に際し、世界銀行等における適用実績に関する情報が十分でなかったため、ミティゲーションヒエラルキーの解釈と適用に関する考え方が明確に整理されなかったと思います。例えば、既に環境基準を超えた地域においてプロジェクトを実施しようとする場合のミティゲーションヒエラルキーの適用について、あるいは自然環境の保護に関するミティゲーションヒエラルキーの適用について、 <b>グッドプラクティス事例集</b> などにより、明確化することが望ましいと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
70	二宮委員		環境社会影響評価の方法	事例集作成による環境社会影響評価の支援			これまでに検討、整理された方針や基準が案件ごとどのように解釈され、代替案検討などの際に評価に反映されてきたかを整理し、 <b>事例集(判例集)</b> のような形でまとめて、環境社会影響の評価に一定の統一性を持たせることは有効である。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
71	石田委員		用語の解釈と適用	道路案件における影響評価に関して			道路案件における住民移転後の生計回復や雇用の確保に関連しては、「道の駅」の展開など、これまでの案件でもさまざまな取り組みが議論されてきました。また、ネガティブな開発を防ぐ観点から、無秩序な開発を抑制するための手段についても検討が行われてきたところです。こうした <b>グッドプラクティス</b> や、逆に懸念が生じた事例について情報を共有していくことは、今後の案件にとっても有益ではないかと感じています。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
72	鈴木(克)委員		環境社会影響評価の方法	操業時における事故対策			スリーマイルやボパール事故に代表されるように、操業時における事故は、極めて重大な環境社会影響リスクですが、JICAガイドライン別紙6の「チェックリストにおける分類チェック項目」には工事中の事故防止対策のみが記載されており、操業時の事故に対する対策(予防対策と生じた場合の事後対策)が明示的には含まれていません。中長期的にはガイドライン別紙6の改訂を行うとともに、短期的にはFAQ等により、操業時の事故対策に関する評価項目を追加することが望ましいと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容